

第63回平成27年3月与謝野町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成27年3月9日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後2時54分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功(早退)
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	和田 茂	教 育 長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	小池 信助
税 務 課 長	秋山 誠	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保 健 課 長	前田 昌一
会 計 室 長	飯澤嘉代子	福 祉 課 長	浪江 昭人
建 設 課 長	西原 正樹	水 道 課 長	吉田 達雄

5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

きょうから三日間、一般質問を行います。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

14人の議員から質問の通告がありました。きょう9日、10日、11日と三日間かけて行いたいと思います。

最初に3番、小牧義昭議員の一般質問を許可します。

小牧議員。

3番(小牧義昭) 皆さん、おはようございます。

小牧義昭でございます。よろしく願いいたします。

第63回3月定例会、事前通告に従いまして、質問をいたします。

「人・もの・金・情報」の経営資源のカテゴリーから6月定例会では、「人」機構改革について、9月定例会では「金」財政問題について、12月定例会では「もの」公共施設等について、質問をいたしました。

そこで、3月定例会では、「情報」について、情報政策を問う質問をいたします。

このたびは各課の「報連相」、いわゆる報告、連絡、相談等のロジックについての分野もあることから、答弁者に副町長を指名させていただきました。次回、6月定例会では各論、人にかかわる分野から教育について質問を考えております。

それでは、本題の質問に入らせていただきます。情報政策を問う、当町の情報に対する政策の見方として、三つが考えられると思います。まず、一つ目は、情報発信、情報受信、いわゆるキャッチコード、情報の保護、情報利活用の4点です。

二つ目は、施設機械導入、維持、管理、KYT、テレビ、インターネット、維持管理に必要な人、人材育成の分野です。

三つ目は、以上に対する効果、及び検証、改善が、いかになされていくかだというふうに考えます。そこで、与謝野町民が幸せになる情報の政策について質問をいたします。

まず、1番目に情報受信について、まち・ひと・しごと創生法等、法律改正に伴う予算編成や、その財源の獲得について、どのように進められていますか。職員のキャッチ行動について、お伺いをいたします。

二つ目に、情報配信について、タイムリーかつ信憑性、正確性を必要とする伝達機能について、発信までのロジックを教えてください。町長部局、それから、教員委員会部局について。

3番目に、保護・管理について、個人情報保護、機密情報保護、マイナンバー法等の面から情報の収集、その管理、体制、紙ベースでありますとか、デジタルベースについて、職員教育や権限と責任の委譲が明確になっているのか。また、「報連相」は適正に行われていますか、お聞きをいたします。

4番目には、利活用について、知り得た情報、町民の声、議員の声等をどのように利活用されていますか。金がないからできませんで終わっているようなことや、工夫をする努力をせず、放置されていることはありませんか、お聞きをいたします。

5番目に、設備投資について、KYTのテレビ、インターネットの費用対効果及び公共サービスの提供、防災無線等の観点から、今後の投資計画、増減計画について、どのように考えておられますか。福知山市のCATV、民間へ移行。養父市、e光へ委譲委託と報道される中、当町は、どのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

6番目には、人材投資について、番組制作だけでなく、情報のキャッチ、情報保護、情報教育、ICT化技術について、これらの投資は、どのように考えておられますか。

7番目、成果・効果・検証・改善について、選択肢のあまりないKYTネットの施設地域に域外の企業が進出、あるいは操業しようとする環境だと考えられていますか。また、調査したことがありますか、お聞きをします。インターネットのハード利用町民の声、利用時にとまるとか、遅いとかに対して、どのように考えられていますか。テレビの視聴率は調査済みですか。また、投資に対する町民の満足度も調査済みですか。

以上、七つの事柄を鑑み、新設CATVセンターの機能、役割は、どのようなことを実施していく計画なのか、現在の人員配置、取り巻く環境、経済、財政、ICT化の技術革新を考慮した将来ビジョンはどのように考えておられますか、お尋ねをいたします。

各課の最新情報に対する取り組みについても、その一端の説明を求めて、第1回目の質問とさせていただきます。

議 長（今田博文） 答弁を求めます。

和田副町長。

副町長（和田 茂） それでは、小牧議員の一般質問、情報政策を問うについて、ご答弁を申し上げます。情報政策にかかわりまして、非常に多岐にご質問をいただいております。漏れなく答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、漏れておりましたら、また、ご指摘をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目の情報の受信についてと、それから、一番最後、9点目の各課の新情報に対する取り組みにつきましては、関係があると感じておりますので、あわせてお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

私ども役場は、その名のとおり地方自治を行う地方公共団体として法令に基づき業務を遂行する立場にあるわけでございますけれども、近年、市町村という基礎自治体に求められている業務は非常に多岐にわたっております。専門的な業務、地域課題を解決するための戦略的な政策立案など、以前にはあまりなかった業務がふえてきているのではないかと感じております。このような業務も含めまして、最も適切に、効果的に、効率的に、また、正確に地方自治の業務を遂行するためには、議員がおっしゃるとおり「情報」というのは、さまざまな場面で重要な材料であると認識をいたしております。ICTが普及した現在におきまして、通常、法令に基づく業務に関連する情報につきましては、国や京都府から、また、関連するものにつきましては、外郭団体や民間企業等から随時、情報がどんどん送られてまいります。

役場の中に情報があふれている状態と言っても過言ではないというふうに思っておりますが、

その情報をどう利活用するのか、いわゆる情報の利活用の判断が職員には、現在、求められているということでございます。その一方で、業務に必要な有益な情報を、こちら側から探す、また、取りに行く、こういった取り組みを行うことも重要なことであるというふうに思っております。ただ、やみくもに探しても無駄な時間を過ごすだけとなりますので、現在の本町の課題解決に結びつくような情報は、日々アンテナを張って取得するという方法に加え、国や京都府、関係すると思われる方々と接触をし情報を得るという形が基本になっているのではないかとこのように思っております。

2点目の情報の発信についてでございます。町から情報発信をするメディアには、与謝野町の公式ホームページ、Facebook、広報よさの、また、広報よさのお知らせ版、ご質問の有線テレビ放送、文字放送、データ放送、FM告知、メールマガジン、ポータルサイト、防災行政無線、マスコミ報道など、いろいろな情報を使いまして、皆様にお知らせをしているところでございますけれども、いち早くお伝えしたい情報や、じっくりごらんいただきたい情報、また、町の内外問わず多数の方にごらんいただきたい情報など、発信する情報は多岐にわたっておりますので、それぞれのメディアの特性に合わせた発信を選択して発信をしているところでございます。情報の流れとしましては、それぞれの掲載メディアにより、幾つかの決裁ルートに分かれます。情報を得た担当者からの情報を各課長の判断で発信をするという、いたってシンプルなもので、情報主管課の企画財政課長が統括するという流れが基本となっております。また、町が発信する情報として適切かどうかの判断は、町の広報で運用する掲載基準を基本としているところでございます。

このことは町長部局であっても、教育委員会部局であっても同様の流れということになっておりますが、それぞれの判断は、町長部局なり教育委員会部局で判断をする場面もあるというふうに考えております。また、情報を発信するタイミングや信頼性、正確性については、言うまでもなく細心の注意を払って、情報の受け手の立場に立った発信を心がけていかなければならないというふうに考えております。

3点目の情報の保護・管理についての質問にお答えします。行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」が施行をされ、平成27年度からの本格的な運用に向け、現在、準備を進めているところでございます。

この制度は、国民全員に一意的個人番号を「マイナンバー」として割り当て、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うためのもので、社会保障や税制度、災害の分野で活用されることによって、個人情報保護や機密情報保護にも大きくかわりのある制度となってまいります。役場の中での運用面では、ほぼ全ての職員がマイナンバーにかかわることとなります。目的外の利用など、誤った運用を行ってしまいますと、住民の皆様に変なご迷惑をおかけすることになりますので、職員も同法の罰則規定により罰せられるということにもなります。そこで、運用上のミスを防止するためにも、職員一人一人が、この制度を深く理解することが必要になってまいります。そのことから、職員を対象とした研修を行い制度理解を深めるとともに、徹底した法令遵守の体制の構築と、日ごろの情報共有がとても重要であるというふうに認識をいたしております。また、マイナンバーに関連するデータ「特定個人情報」を管理するためには、コンピュータのシステムの利用が不可欠ということで、平成26年度から基幹

業務システムや関連するシステムの改修を鋭意進めているところでございます。

システム改修では、「特定個人情報」へのアクセス権限を必要最小限の権限付与とし、職員からの不必要なアクセスができない仕組みを持たせる、データの閲覧履歴を確実に残すような管理を行っていくということでございます。あわせて、個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言としまして、住民基本台帳事務などの個々の事務におきまして、情報の漏えい等の事態を発生されるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する「特定個人情報保護評価」を確実に実施し、責任の所在を明確にしていきたいというふうを考えております。また、住民の皆様にも、この制度の内容をご理解いただいて、マイナンバーを有効に活用していただけるよう、さらに広報体制を整えていく考えでございます。

次に、4点目の利活用についてでございます。職員が町民の皆様や議員の皆様などからお聞きした情報を、どのように生かしているかという、ともすればお金がないからと諦めたり、工夫も努力もせずに放置はしていないかといったご指摘は、100%ないとは言い切れないというふうに思っております。目の前にある業務をこなすことが優先されたり、新しいことにより、従来どおりやろうとしたり、お金がないから無理ではないかと諦めてしまうといった傾向は、どうしても職員の心の中にあるのは現状ではないかというふうには考えております。しかし、このような従来の感覚を一新し、いただいた情報を生かしながら、新しいことに挑戦する意欲と柔軟な発想を心がけるように今後とも奨励していかなければならないというふうに考えております。

次に、5点目の有線テレビの設備投資についてでございます。ご承知のように有線テレビでは、これまで利用料の中から基金の積み立てができるほどに、現時点では黒字の経営で推移をしておりますが、今回の民間参入による利用料の収入減、施設の更新時期の到来など、これまでのような運営は、まず望めないというふうに考えております。今後の設備投資につきましては、サービス内容、将来のあり方を勘案しながら最小限に抑えるように努めたいと思います。ただ、現在の難視聴対策、防災対策、地域情報の発信など、現在のサービスについての今後の検討もあわせて、必要な部分については公共として続けなければならない部分もあるのではないかと考えております。

次に、6点目の人材投資についてお答えいたします。情報のキャッチ能力、それから情報保護、情報教育、それからICT技術、それぞれにわたる専門的なエキスパート職員の必要性は感じておりますけども、非常に多岐にわたるため、それぞれの分野ごとに専門的知識のある職員として募集をして配置するということは、いろいろな面で、現在は困難ではないかというふうに考えております。技術の発展は日進月歩でございますし、常に最前線にいなければ最新技術を知り得ることができないという面もありますし、できれば、そのような人材と今後ネットワークをつくることも一つの手段ではないかというふうには考えております。

次に、7点目の成果・効果・検証・改善についてお答えをいたします。一つ目のKYTネットで域外企業が進出、あるいは創業しようと考えておられるかという調査をしたことがあるのかという質問でございますが、域外企業について調査をしたことはございませんし、ただ、法人からの要望によりましてグローバルIPサービスを開始して、過去に開始をし、現在16の法人で利用をされて、一定の評価をいただいているという部分はございますけども、うちの、このKYTネットのことに對して、その域外の企業が進出をされてきて、仕事をされているというふうな状

況は、調べたこともありませんけども、あまりないのではないかなというふうには認識をいたしております。

二つ目のネットハードの利用による通信の延滞、スピードが遅くなるということへの対応です。昨年の8月に通信速度のスピードダウンの解消事業として、100メガから600メガに変更を行っております。それ以降、家庭内の機器等の故障の場合を除いては、通常の通信速度のスピードで、苦情については、現在のところ、それ以降は1件もないというふうには認識をいたしております。

それから、三つ目のテレビの視聴率、K Y Tの、与謝野町有線テレビの視聴率は調査をしたことがありますかということでございます。当町では、視聴率調査のシステムがございませんので行っていませんけども、平成24年に行った、約900件の回答結果では、毎日見ているが5.6%、週2~3回が14.7%、それから、週1回が5.6%と、まずまずの評価をいただいているのではないかなというふうには思っております。また、投資に対する満足度についての質問ですが、同じ調査で、自主放送が、非常に役立っているが3.8%、役に立っているが44.3%で、二つを合わせますと48.1%が、何らかの役に立っていると、アンケートで回答をいただいております。逆に役に立っていないとの回答は8.6%にとどまっており、文字放送、告知放送とも、課題は、まだまだありますけれども、一定の評価をいただいているというふうに思っております。特に教育や健康、各種団体等、紹介などは地域の話題として、また、行政情報や、この議会の中継の放送など、まちづくりへの関心を高めるハードとしての効果は少ないというふうに考えております。

8点目の新設のCATVセンターの機能、役割は、どのようなことを実施していく計画なのか、また、現在の人員配置、取り巻く環境、経済、財政、ICT化の技術革新を考慮した将来のビジョンということでご質問をいただいております。情報過疎と言われました当地域にも、ようやく通信サービスの民間参入が始まりました。既に1社がサービスを開始され、今後さらに別会社の進出の予定も伺っております。住民の皆さんにとりましては、より高度なサービスが選択できる環境が整いつつあり、いいことではあります。一方では町にとりまして、有線テレビ利用料収入が減少するということになります。今回の民間参入につきましては、突然のことでもあり、戸惑いを感じているところがございますが、お尋ねの養父市CATV、それから福知山CATVと当町のCATV、設備やサービス内容、また、施設の整備の時期などが異なるために、一概に比較はできませんけども、前者の二つにつきましては、民間のほうに一定業務を任せていくというふうな情報も聞いておりますので、与謝野町につきましても、ご承知のように町の行政改革大綱にも、民間にできることは民間に任せるということで、計画をいただいておりますので、そちらに向けて一定の取り組みも必要ではないかなというふうに考えております。

早急に将来のあり方を検討していかなければならないなということで、担当課のほうには、一定、指示をさせていただいているというところがございます。

以上で、小牧議員の質問にお答えをいたします。

- 議長（今田博文） 小牧議員。
3番（小牧義昭） それでは、第2質問に入らせていただきます。

多岐にわたって質問をさせていただきましたので、一つ一ついきたいと思っております。まず、情報

受信に関してなんですけれども、まず、日経新聞の2015年3月3日記事で、京丹後市が創生戦略、地方総合戦略を発表されました。これ全国で初ということで、ちりめん発信や定住促進というので、このように発信をされました。日経新聞以外にも載ったというふうに思います。当町においては、これから有識者を募りまして会議を行うというふうに聞き及んでおりますけれども、なぜ、情動的に、これだけ違いがあるのかというのを、まず、お聞きをしておきたいと思います。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） ご質問にお答えをしたいと思います。ご承知のように京丹後市におかれましては、2週間前ぐらいになりますか、もう少し前になりますか、地域創生の戦略の計画ということで新聞に大きく報道されております。

議員おっしゃいますように、与謝野町におきましては、現在、委員会を立ち上げまして、また、第三者からなります有識者会議を立ち上げるということで、平成27年度の秋ごろをめぐりに、この与謝野町の総合戦略の計画を立てていく予定にいたしております。なぜ、京丹後市と与謝野町と、それだけ差があるのかということだというふうに思いますが、この話につきましては、皆さんも、いろんな情報でキャッチされておりますように、昨年暮れぐらいから地域創生の話は具体的になってきたというふうに思っております。

したがって、簡単に言えば国のほうの考え方を京丹後市さんのほうは早い目にキャッチをされていたんだろうなというふうに思います。我々も決してキャッチをしていなかったということではないんですけども、あくまで国のスケジュールに合わせまして、手順を追ってルールどおりにやらせていただいているということでございます。決して、その情報を全く得ていなかったということではありませんが、確実な情報になるのに合わせて、与謝野町のほうは動きを進めているということで、ご理解がいただければというふうに思います。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） 足りない部分は、町長のほうから答弁をさせていただきます。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 京丹後市の総合戦略が、なぜ、このような早い形で提出をされているのかということにつきまして、私のほうも市長と懇談をする機会がございましたので、私のほうから補足をさせていただきたいというふうに思います。京丹後市におかれましては、今年度、総合計画の策定時期、あるいは改定時期だったということが相まってですね、ちょうど総合戦略の時期と重なったことにより、このような早急な提出に至ったということを聞いております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 私は9月定例会で海士町を視察をして、例にちょっと出していたと思いますけれども、当町では、海士町では町長以下が霞ヶ関のほうへ行っていて、そして、その情報をキャッチしていると、当町、いわゆる与謝野町についても、それを実施をしていただきたいというふうに要望を申し上げました。あれ以降、霞ヶ関って、何回ぐらい行かれましたですか。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） お答えいたします。霞ヶ関のほうに直接参りますのは、やはり町長が主になるというふうに思っております。それ以降、町長につきましては、いろんな新しい新年度予算の中の事業展開のために2回程度は東京のほうに行っていて選出議員さんにもお会いして、霞ヶ関のほう

にも要望には参っているというふうに思っております。ただ、霞ヶ関は、そうですけども、それぞれの各担当課長なり、職員については、東京のほうの、それぞれの関連する部署には打ち合わせなり、また、情報収集には上がらせていただいているというふうに認識をいたしております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） はい、わかりました。せんだって1月24日に地方創生フォーラムというのがございました。グランドプリンスホテル京都でございましたけれども、これには石破大臣がお見えになって、この近畿圏の、これからの、この地方創生にかかわる発言をされましたけれども、パネリストなんかは何名が出られてこられましたか、いかがですか、課長も含めまして出席された方、もしおられましたら、おられますか。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えいたします。今、紹介いただきました講演会の内容につきましては、名前は控えさせていただきますけれども、この地域創生を担当する担当者が、京都ではなくて東京のほうのフォーラム、たまたま日程が合いましたので、東京のほうのフォーラムに出席をさせていただいて勉強をさせていただいたということでございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 当日、私も行っておまして、課長に会うかなというふうに玄関先で待っていたんですけど、誰一人お会いすることができなかったので、情報のキャッチって、こんなものかなというふうに思っておったところです。

私のデータによりますと、海士町、人口2,350人くらいの町ですけども、町長が平成26年ですね、今年度で15回、総務省、財務省、国土交通省、文科省、主なところで3月中には自民党本部のシンポジウム、それから、これからのんですけども、内閣府、経済財政諮問会議へ出席をする予定ですということであります。15回ぐらい行っているということでございます。

課長につきましては、今ちょうど議会中でしたので、また、追って知らせますという連絡をいただいております。また、隣の京丹後市ですけども、中山市長、平成25年には18回、平成26年には、2月末現在ですけども、20回だそうです。これだけ数多く行っておられますけれども、回数が多いということを言っているのではありません。情報は、要は待っていたのでは入ってきませんし、あてがってもらえないという時代でありますので、「まち・ひと・しごと創生」で石破大臣は手を挙げて行動する自治体には人も金も情報も出しますと言っておられます。逆に言えば、手を挙げない自治体には出しませんと言っておられると理解できるというふうに思っております。ぜひ、町民に有益な情報を、収集行動を行っていただくように要望をしておきます。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） すみません。お答えいたします。おっしゃるように、地域創生、石破大臣の講演会といえますのは、我々課長は直接は行っていませんけれども、議員の皆さんもごらんになったかとは思いますが、ビデオといえますか、それで、この講演の内容につきましては、我々戦略会議の中で、それをお聞きして、そして、それに基づいて計画をしていくというふうな意思統一を図っておりますので、その辺は課長全員が石破大臣の講演の内容を聞かせていただいたという

ことでございます。

それから、おっしゃいますように、地域創生、それぞれの町がいろいろな町のための戦略を練っていくということです。したがって、どれ一つとして同じ計画はないというふうに、我々は思っております。同じ計画があるのがおかしいというふうに思っています。1,700ある団体、それぞれが特色のある違った計画づくりになるのではないかなということでございますので、与謝野町も、与謝野町らしい計画をつくっていくというのが本旨でございます。したがって、無理やりに、この創生、戦略の計画をつくるのではなくて、将来的に与謝野町が描いています、そのまちづくりに、その総合戦略を取り込んでいくというのが、まず、スタンスではないかというふうには思っていますし、小牧議員がおっしゃるように、情報を取りに行くというのは非常に大事なことだというふうに思っていますし、町長も若いので、行動力ありますので、今後もどんどん中央のほうにはお願いなり、情報収集に上がるのではないかというふうに思っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） CDを聞いていたのでは情報は取れないと、私は業務的には考えておるところでございます。テレビで報道されているのを聞いているのと全く変わらんというふうに思っております。ぜひ、町民に有益な情報をキャッチするためには、やはりアナログで、足で稼いでいただくということが、汗をかいていただくということが絶対的な必要条件だというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、情報配信保護・管理についてを確認をいたしたいと思います。2015年2月、姫路市の資産課の女性職員が自分の机の上のヨーグルトを、容器を撮影して、下に置いてあった会社の償却資産申告書も写って、Twitterに掲載をしたという記事が載りました。課長は謝罪をされたという記事があったと思います。

2015年2月7日には京都新聞で彦根、草津など7市が滋賀県本部、滋賀県警に個人情報を提供しプライバシー権の観点から見て、適切ではないという日弁連の回答がありました。

3番目には、マイナンバー法施行に当たりまして、警察権を取り締まる国家公安委員会、そして、企業不正を取り締まる公正取引委員会、そして今、お話をしております三条委員会として、特定個人情報保護委員会が2014年1月1日に設置されました。その件については、ご存じですか。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） その姫路市の関係とか、おっしゃいました件は、私もちょっと承知をいたしておりません。ただ、そういったいろんな個人情報保護の関係につきましても、当町でも、これまでから、いろんな面で課題になり、また、新たな取り組みもしてきたというふうに思っておりますので、これはもう今後、切っては切れない重要な課題になってくるというふうに認識をいたしております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 認識をされているということでありますので、さて、平成27年1月23日付で町長名で個人情報の取り扱いに関する同意書提出のお願いと題しまして、小学校、中学校の保護者に対して、児童・生徒を介して封筒に入れて封をせず、各学校の先生を通して配られました。そこには与謝野町では、町税、公共料金の滞納解消に向けた取り組みを全町的に行っております。

これは学校給食費に関しても例外ではなく、公共料金の一つとして、さらなる取り組みを進めていきたいと考えています。つきましては、より円滑な事業実施を図るため、個人情報の取り扱いに関する同意書の提出をお願いすることといたしました。提出期限が平成27年1月30日、提出先、小学校・中学校、お問い合わせ先、給食センター、教育委員会教育総務課となっております。この書類には、この後に文書がついているんですけども、誠実な対応がなく、保護者の収入、課税、財産状況などの滞納整理に必要な情報について調査しますと記してあります。この文書を受け取られました町民の皆様から相談を受けました私は、平成27年2月12日、副町長、教育長、同席にて、お話をさせていただいたところでございます。その内容につきましては、以下のとおりです。

現状の把握ということで、各校の取り扱いの期日、提出の期限の違いがある。個人情報、個人、親の資産、財産上の閲覧の事前開示の同意書を子供を通して収集している。

三つ目には、子供を通じて書類未提出者に対して要求をしている。

四つ目には、強制ではなく任意であることを担当者が言っている、給食センターですね。

5番目には、同意書を収集する目的が明確になっていない。

6番目には、町民、児童・生徒への説明責任を怠り、不信感や不安感を醸成させていると、こういうことを現状把握として申し上げました。

問題点としては、給食費滞納者に対する差し押さえの事前準備としてすべき資産、財産の開示の行為について個人情報の同意を事前に未滞納者に、一般の町民ですね、に対して説明責任を履行することなく行った行為は信義に反して町民を愚弄するという行為であるのではないかなど。

2番目には、この書類を取ることは個人情報保護法には抵触をしていないということで、仮に、この同意書により滞納者が発生した場合の時点で該当者が情報閲覧をしたとすれば、これはすなわち利用目的を明らかにせず収集をした同意書による開示は、個人情報保護違反になると、これは弁護士に確認をしております。

そして、3番目には、担当者から任意であることの説明があるにもかかわらず、期限を切り、各世帯の財産に関する重要事項の取り扱いを児童・生徒を通じて行っていることによる子供への精神的負担に課したこと。自分の親が滞納しているのかという不安感、出さない児童に対する先生の提出督促による圧力。

4番目には、町長名で出されているにもかかわらず、問い合わせ先が教育総務課、給食センターとなっており、問い合わせするとたらい回しにされ、責任の所在が不明確で、何を目的に収集していたのか、説明を受けることができなかったこと、こういった問題点を申し上げました。

解決策としては、同意書の返還を求める親には返還をすること。これは返還をしてくださいという親がおられます。いつ、誰が、誰の責任で、何の目的で、どのようにしたいのかを町民にわかるように説明をしていただきたいということ。それから、審議に反する行為というのについて対応をお願いしたいと、この三つについて、この日をお願いをいたしました。しかし、いまだに、その結果、返事をいただいております。この文書の内容が非常に重要であり、取り扱いはデリケートな部分がありました。当町のロジックでは、この文章に対する権限と責任の所在は、先ほどの答弁では課長にあるということでありましたけれども、そこはいかがですか。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えをいたします。具体的な話につきましては、また、所管課のほうから、その後の対応等については答弁をさせていただけるものというふうに思っております。

議員がおっしゃいましたように、ただいまの話は給食費の滞納を防止するための策として教育委員会と申しますか、給食センターが、そういった文書を学校を通じて保護者の皆さんに送らせていただいたという内容でございます。その手法につきまして、いろいろと課題等、指摘をいただいた経過というのは、我々も重く受けております。ただ、そのことが、いわゆる学校によって取り扱いがまちまちだったというケースですとか、それから、その封筒で保護者の皆さんに、児童・生徒さんを通じて配布をさせていただいた。かつ封をしていなかったと、封と申しますか、とじてなかったというふうなことも伺いをし、そういった手続と申しますか、対応の面では一定ちょっとまずいところもあるのかなということは感じておりますけれども、その後、教育委員会のほうとしまして、いろんな方面で確認をする中で一定の見解は持っていていただいているというふうに思っておりますので、委員会のほうから答弁をさせていただきます。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。議員もご指摘というんですか、経過を説明していただきましたけど、本町におきましては、下水道受益者負担金等の問題を機に町税のみならず、あらゆる公金の滞納対策につきまして、公正かつ公平な負担の追求をお願いすることとしまして、債権管理条例を制定して取り組んでおるところでございます。

学校給食におきましては例外ではなくて、本年度より滞納整理の徹底を図ることとしまして、これまで各学校におきまして滞納対策についてお世話になってきましたが、一定の期限を過ぎましても、収納できないものにつきまして、一括して給食センターで滞納対策を行うこととしたものでございます。この滞納整理を行う事務手続におきまして、個人情報等の収集等をスムーズに進めていくために、保護者の皆様に対し同意書の提出をお願いしたものでございます。もちろん強制ではなく、任意ということを進めておりましたが、これまでの学校と保護者の皆様との信頼関係のもとになり立ってきておりましたが、期限どおり納付いただいている方につきましては、ほとんどの皆様をお願いできておるわけでございますけれども、公平性を確保するということから、今回をお願いをしたところでございます。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

そこで、個人情報についての抵触、個人情報保護法等に抵触しているのではないかと申しておりますけれども、早速、顧問弁護士に確認しましたが、問題ないとの見解でございました。ただし、議員もご指摘のように学校への提出、回収の方法につきましては、封筒を添付するなど一定の配慮に欠けたということにつきましてはおわびを申し上げたいということで、今後の指導を徹底していきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 教育次長から答弁をいただく予定はしておりませんでした。答弁いただきましたので、少しだけ踏み込んでおきたいと思っております。

個人情報保護条例、与謝野町のですね、個人情報保護条例で収集の制限というのがございます。個人情報を収集するときは、収集目的を明らかにし、本人から直接収集しなければいけないという条例がございます。本人から直接ではございません。ですので、しかしながら、あの書面その

ものが個人情報というものではございません。個人情報保護法に、あの書面をとるからといって、個人情報保護法に抵触するというふうに、先ほど、私は申し上げたつもりはございません。もし、滞納者があって、あれをもとにして閲覧をされたら個人情報保護にひっかかるというふうに申し上げたわけでございます。ここで各論をやっているつもりはございません。また、後のときにさせていただきたいというふうに思います。ぜひ、このようなことがないよう、公平な処置をとっていただくように、切にお願いをし、もし違法なことがあれば、さらに突っ込んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、利活用についてお話を持っていきたいと思ひます。以前の定例会で図書館の昼休みの閉館について、お話をさせていただきました。町民の教育施設利用を中断することがないように強く要望をしたところであります。たしか有吉議員も、そのお話を、この当議会でもされていたというふうに記憶をしております。しかしながら、結果的に平成27年2月2日より実施をされました。閉館でございます。閉館後、何が発生をしていたかということでもありますけれども、このようなことが起きたということでもあります。

2月2日、13時20分、高校生が来室、受験が近いので勉強がしたい。2時まで利用ができないと言われる、帰られる。14時50分、男性、図書館を途中で閉めるなんて聞いたことがない、帰られる。16時、女性来室、学費も大変なので国立目指して図書館で勉強するつもりでいたのに。2月4日、12時前より高校生、勉強中、13時になったので別室へ移動をお願いするが拒否される。もうすぐ受験なので、きょうは一日ここで勉強するつもりだったのに、途中で追い出される図書館なんて聞いたことがない。2月19日、大人、女性、受験を控えている子供のことなんて、まるで考えていない。2月25日、中学生、男子、期末テストなので、また、来ます。大人、女性、都会では考えられないと怒って帰られる。

以上、問題点について、これも同日に副町長、それから、教育長を交えまして、この改善策を求めたところでございます。一体全体、この町、どうなっているんですかね。この町の平成27年度の予算では図書館費、賃金が減額となっております。この町の教育行政、一体、どこへ向かっているんですか。町民の声や議員の声に対して、向き合う姿勢はあるのでしょうか。教育を、子育てを中心に頑張っていかなきゃいけないという方針があるにもかかわらず、その施設を中断をし、そして、なおかつ、その従事すべき臨時の職員だろうと思われる賃金の額を減額するという、こういった方向というのは、どういう方向を向いているのか、私には理解ができません。その点をお話をいただきたいと思ひます。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） お答えをいたします。図書館の件でございます。この件につきましても、もう既に町民の皆さんもご承知のとおり、お知らせ版で2月から加悦の図書室と野田川の図書室の昼休みの休み時間、1時から2時までの閉館といいますが、閉室をさせていただきたいということのお知らせをして、それを受けての、今、議員のいろんな意見が出ているということを今、お伺いした、以前にもお伺いしたわけですが、このことにつきましては、我々も、そういった意見はある。そら全く、そういった1時間の閉室になることについて、全く意見がないというふうな想定はいたしておりません。それは、これまでと内容といいますが、変わるわけですから、当然、そういった意見も出てくるだろうということは認識をいたしてはおりますけれども、その2月から

3月いっぱい試行ということもございますし、それを受けて今後、対応をどうするのかということもございますし、それから、もう一つ、将来的な話を申し上げますと、図書館を、例えば今のまま三つでいいのかという根本的な図書館のあり方についても、今後、議論をしていかなければならないというふうなこともございますので、合併して、そら三つあるのが一番いいんですけども、やはり合併した町でいろんな部分で整理をしなければならないという部分もございまして、その辺は、少しずつですけども、やはり整理をしながら改善をしていかなければならないという面もございまして、いろんな意見をいただいたということは我々も認識をさせていただいております。それで改善ができる部分は改善をしていかなければならないというふうには思いますが、今後、それがまた、元に戻るのかどうかというのは、まだ、今、結論を出していないというのが現状でございます。

それと、おっしゃったように賃金の関係につきましては、考え方が、全体の中の賃金の話でしょうから、それは全体の中で賃金は執行をしていくということになるんだろうというふうに思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 図書館の将来的なあり方についてを今、議論をしているものではございません。それはそれで検討していただいたらというふうに思っておるところでございますが、今、このタイミング、いわゆる2月から3月にかけて高校生、期末テストに入る。ましてや受験の、大学の進学がある。そういうのを予定している父兄、そして、その児童・生徒のことを考えて、そういうことを実施されたのかどうか。そして、それがなぜ、このタイミングでしなきゃいけないのか。もう少しタイミングがあったのではないかなというふうに考えるわけですけど、いかがですか。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えいたします。タイミングにつきましては、やはり新年度から、その試行を受けて移行に移していきたいという思惑がございましたので、本来、試行ですと、もう少し長くとかいうことになりまして、例えば、1月とか12月とかいうことも考えられたわけですけども、できるだけ住民の皆さんの影響力を少なくするために、試行期間も2月からというふうなことで設定をさせていただいて、4月からの実施ということで、この体制を組ませていただいたということです。もちろん我々としまして、その利用者の方が利用されていて、1時間、休館といいますが、休室になるときに、それなら、どこかで待ってもらう場所を設けるべきだとかいうことで、申しわけないですけど、こちらの部屋のほうで1時間、本は持ち出させていただいてもいいということにはなると思うんですけど、お待ちいただきたいというふうな対応もさせていただきながら、どういった措置がとれるのかということの研究をしていって、4月から実施をしていきたいというのがねらいであったということでございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 場所をかえてということはありませんが、例えば、勉強を、図書館の中で勉強をしている、自分が勉強をしていたとします。それが時間になったら、はい退席しなさいよということって言われたら、別の部屋に行って勉強するということはありませんか。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えをします。もちろん、その方が、個人によって、まちまちでしょうけれど

も、勉強をしておる途中で、申しわけないですけども、ほかの部屋に行ってくださいと言われてれば、それは人によっては集中してきたときに、水を差されるというふうなこともあるでしょうけれども、やはりそれは、そうならないように丁寧な早い目から、ここは1時から2時は閉室になりますよということを皆さんに、よく理解いただくように、我々も努力をしていかなければならないというふうには思っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 根本的に、お昼休みは閉めなきゃいけないという理由は何ですか。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） 少ない人数の中で職員の皆さんに本館なり分室二つを運営していただいておりますけれども、状況として昼休みもとっていただけないというふうな状況がございました。片や町としましても、やはり湯水のごとく財源があるわけではございませんので、その辺で1時間しっかりと昼休みをとっていただくようにすべきだというふうなことで、1時間の閉室を導入しようということになったわけでございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 図書館は岩滝、野田川、加悦と三つが施設されているわけですが、そこには、それぞれの職員さんがおられるわけで、それをシフトを組んで、その対応をするということをやってみれば、おのずと何人が不足をするのかということが出てくるわけで、それも総務課の課長のほうには依頼をしておりましたけれども、それについても、いまだ回答をいただけていないということでもあります。この件については、また、別のときに各論でさせていただきたいというふうに思います。

お昼時間の1時間が、それほど閉めなければいけない、それだけ厳しい財政状態ですか。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） 財政状況のことで議論をしようとは思っておりませんが、我々はやはり少しでも財源を抑えながら、皆さんのサービスが落ちないようにということで、本来、12時から1時を閉めようかなとかと思っていたのを、いやいや、やはり1時から2時に閉めようとか、それから、議員さんから提案をいただいておりますように、3館あるわけですから、3館の職員のシフトといえますか、そういうことで対応できないかというふうなことも当然、議論、提案もいただきましたし、議論もしているところではありますけども、いずれにいたしましても、急激に変わらないように現在、試行ということで十分配慮をさせていただいておりますし、おっしゃいましたように、我々としましては、少しでも財源を確保していくのが一方ではございますので、そのようにご理解がいただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 急激に変わらないという答弁いただきましたけれども、急激に変わらないということは、将来的には廃止するというふうには考えられないのでしょうか。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副 町 長（和田 茂） 先ほど来から申し上げますように2月、3月、試行で、今のところでは、4月1日から本格的な実施というふうなスケジュールで現在のところは進んでおります。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番(小牧義昭) はい、わかりました。この与謝野町の教育行政がそっちへ向いているということだというふうに思っております。6月の定例会で、また、そこはしっかりと詰めていきたいというふうに思います。

次にまいりたいと思います。CATVについて、旧加悦町からスタートしましたCATVですけれども、合併後、町内全域に敷設をされました。平成21年には16億9,185万8,700円、平成21年には5億6,875万5,600円、さらに1億5,142万9,150円、合計で24億1,200万円ぐらいが投じられた、この施設であります。

この前の加悦地域振興課長からの説明をいただいていたところですが、平成22年からですけれども、加入者が6,971戸から、平成25年になりますと7,938戸ということで、増加傾向にあると、テレビの使用料につきましても5,000万円から6,300万円、増加していると、ネット使用料についても5,100万円から8,200万円と、大幅に増加をしたということであります。売り上げと言ったらあれですけども、合計収入としましては1億200万円から1億4,900万円ということで、非常に多く収益が得られるというふうになってきたわけですが、一方で、経費のほうですけれども7,800万円から1億4,200万円ということで、これも大幅に経費も膨らんできたということであります。

私が試算をしますのに、平成25年、1億4,200万円の経費がかかっているわけですが、それから人件費、地域振興課ですので、本所のこともあるでしょうし、テレビに担当されている方々の人件費を、まず、引いて、その残りが1億1,400万円ぐらいになります。それを7,938戸で割って、12カ月間で割りますと1,197円になります。1,197円、何が1,197円かといいますと、これは町民が負担をしている、このKYTにかかる、いわゆる税金を、そこに投入をしているということであります。それにプラスして、Bプランであれば5,000円、Cプランであれば4,500円、大方6,000円程度が、加入をすれば負担をするというふうになってくるということであります。

一方で、先ほど答弁いただきましたけれども、NTTが、この4月には全町、敷設されるということでありまして、e o光につきましても、次の進出をねらっているというような情報が入ってきているわけでございます。とすればネットは民間へ移行して、有線テレビのみの加入というふうになってくるというふうに誰もが考え判断をできるわけでございます。昨日の加悦地域振興課長の説明でもありましたが、岩滝の地域におきましては、もう既にネットを取りやめて、テレビだけを加入をするというふうなことが起こってきているということでありまして、これは旧野田川町、旧加悦町におきましても、同じようなことが起こってくるだろうというふうに思っているところであります。

さらにe o光が入ってくれば、デジタル放送も受信ができることになりますので、そうなることで難視聴地域のハンディもなくなってくるだろうというふうに考えられるところであります。有線テレビの利用の価値もややもすると防災無線、それから、このテレビ放送ということになってくるだろうというふうに思っております。

養父市のことをちょっと申し上げましたけれども、平成24年1月10日、養父市では養父市ケーブルテレビインターネット運営体制のあり方委員会というのが立ち上げられまして、通算して52回の会議を経て、平成26年12月3日、養父市ケーブルテレビジョン民営化事業に関する

る基本協定書を締結をされました。相手方はケイ・オプティコム、e o光です。担当課の話、これは多田議員と二人で養父市へ行きまして、担当課のお話を聞きました。インターネットの世界では、目まぐるしい技術革新やiPhone等のデータ量の増大や情報機器、情報管理の機密性を考慮すると、行政対応では無理が生じて、今後、さらに進むICT化に対して住民サービスの低下になる恐れもあることから、民間へ移行したほうがいいというふうに判断をされたということでありました。これらのことから、当町のインターネット施設サービスの提供につきましては一定の役割を終えたのではないかなというふうに判断を、私はしておるところですけれども、いかがでしょうか。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えいたします。非常に状況的には小牧議員がおっしゃいますように、インターネット部門につきましては、与謝野町も非常に厳しい環境に、今後、置かれていくのではないかなというふうに、我々も判断をいたしております。教えていただきましたように、岩滝地域では、既に与謝野町のインターネットから脱退をされて、新たにNTTのほうに加入をされているというケースが非常に最近、多いというふうに聞いております。ご紹介のありました養父市のほうにつきましても、1年から2年かけて、その検討委員会で無線テレビのあり方についての議論をされて方向転換をされたという経過があるようでございます。

先ほども申し上げましたように、養父市、あるいは福知山市ともシステムが、与謝野町と変わっておりますので、また、光ケーブルを与謝野町の場合は敷設しておりますけれども、養父市の場合は、完全な光ケーブルではなくて、HFCといいますか、同軸と光を組み合わせたようなスタイルになっているようでございますので、一概には同じようにというふうにはいかないと思っておりますけれども、いずれにしましても、やはりこの技術革新が目まぐるしい、この情報通信の関係は、やはり専門家に任せるほうが、それはサービス、住民の皆さんに対するサービスも向上するんであるということも容易に判断ができますので、先ほども申し上げましたように、行政改革の中でも民間に委ねるところは民間にというふうな提言もいただいておりますので、今後、早急に、その辺は詰めていくように指示をしてみたいと思っております。

ただ、1点ひっかかりますのが、この施設につきましては、平成21年、平成22年か、平成20年から2～3年かけて整備をしてみたい施設でございますので、まだ、いわゆる国の補助金のしびりがかかっているということになりますので、その辺が、この、例えば民間に移行していく中で問題がないように処理をしていかなければならないというハードルはあるわけですが、これとて、今から歩を進めていかなければ、来年すぐできるというふうなことにもなりませんので、その辺は情報収集を含めて前に進めていかなければならないというふうに思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 本当に、これからICT化という面では、目まぐるしい技術革新、iPhoneで全てができる。マイナンバー法が入ってきますと、それに対する保護、それから、セキュリティ、そういったところの第三者委員会の規制、そういったところもかなり厳しくなってくるだろうというふうに思っておりますので、そういった意味では、いわゆる運営体制のあり方検討委員会というものを早期に立ち上げていただいて、あり方を、企業もひっくるめて、その委員会を立

ち上げて実施をしていただきたいというふうに考えておりますが、いつごろぐらいに設置をしていただけますか。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） 今後、担当課の予定もあるでしょうけども、この間、議会のほうでも議論をしていただきましたように、平成27年度の早いうちにCATVセンターを独立した課に昇格をさせます。そうなりますと、もう専門的な対応をしていく課ということになりますので、それを契機として、やはり歩みを始めなければならないのかなというふうに考えております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 早期に、その委員会を立ち上げをしていただきまして、実は養父市のほうでは、いわゆる公共施設の利用ということで、私も知っている会社があるんですけども、そういった企業が小学校の跡地利用でありますとか、中学校の跡地利用を利用する中で、その企業も一緒に入ってネット環境が悪い状況の中では、なかなか企業は来てくれないと、ましてや事業すらもできないというような、あの地域にはあったようでございます。そういった意味で、当地域の企業群の方々等、特にネットをハードに使われる企業群の方々と一緒にあって、その検討委員会を立ち上げていただきまして、そして、有益な活用ができるようにしていただきたいというふうに考えておるところであります。

さて、最後、2分ぐらいしかありませんので、となりますと、CATVセンターということで、今度、独立をされる課につきましては、私は今までお話をしました情報というところから鑑みますと、情報に関する行為、いわゆる受信、発信、保護、管理、利用、コントローラーというような位置づけが最重要業務に、このCATVセンターは、私はなってくるのではないかなというふうに考えておるところです。1番目の最重要課題としては、情報に関する部分ですね、それをコントロール、法的にもガードとかができる。そういった業務をするということが一番最重要課題だろうと、そして、2番目には、今、このKYTで映っておりますけれども、テレビ放送番組の制作、これは放送法の第4条に抵触しないようにきちんとしていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えをいたします。提案としてお伺いしておきます。現在のところは、やはり情報保護、あるいは、いろんな情報の取りまとめというのは、ご承知のように、今のところは企画財政課というところで、与謝野町内の情報の管理をいたしております。したがって、有線テレビのほうに特化して、それも持っていくということについては、現在のところはまだ、考えていないというのか、いい方策が、まだ、頭の中に描き切れていないというところでございます。

それから、もちろん有線テレビにつきましても、いわゆるいろんな法律でしぼりが、有線テレビの放送法、それから、音楽にいたしましても、やはり著作権の関係等々、いろんな制約がございますので、その辺は、これまでも十分注意をしてくれているというふうに思いますけれども、今後も、さらに専門的な部署になるわけですから、その辺も十分に認識しながら運営に努めていかなければならないんだらうなというふうに思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 情報政策に問う、情報政策を問うということで質問をいたしましたけれども、情報とはスピードが命でございます。幾ら知ったからといって、その時間が過ぎてしまえば情報が、最新の情報ではなくなってしまうということがございます。そういう意味で、しっかりと情報をキャッチし、保護し、管理し、利活用していただきたいということを申し述べまして、各論につきましては予算の中でさせていただきたいというふうに思います。

以上、質問を終わります。

議長（今田博文） これで、小牧義昭議員の一般質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩します。

（休憩 午前10時44分）

（再開 午前10時57分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。

日程の質問順序を変更し、家城議員が体調不良のため退席をされましたので、家城議員の質問を11日の最後にしたいというふうに思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今田博文） ご異議なしと認めます。

次に、4番、渡邊貫治議員の一般質問を許可します。

渡邊議員。

- 4 番（渡邊貫治） よろしくお願いたします。第63回平成27年3月定例会、一般質問通告書に従って、質問いたします。

件名、新制度における認定こども園に関することとあります。答弁者、町長。幼稚園と保育所を一緒にする夢のようなことですが、今、子ども・子育て会議で検討をお願いし、本町の機構改革でも子育て応援課が新設されます。お聞きします。なぜ、幼稚園の改修、改築ではないのですか。岩滝児童館は、どのように位置づけられますか。公設民営化などを検討されましたか。阿蘇ベイエリアとの位置づけも検討されましたか、お伺いするものでございます。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 改めまして、皆様、おはようございます。

本日より三日間、議員の皆様方から多岐にわたる一般質問を受けておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、渡邊議員からのご質問とあります、新制度における認定こども園に関することについてお答えをいたします。まず、第1点目の、なぜ、幼稚園の改修、改築ではないのかというお尋ねでございます。岩滝地域の認定こども園の設置は、現在の岩滝幼稚園の敷地を第一候補としており、幼稚園を解体撤去して、新たな認定こども園を建設したいと考えております。岩滝幼稚園は、昭和41年に建築されたもので、半世紀にわたって就学前教育の拠点として住民の皆様にも愛されておりましたが、老朽化が著しく、早急な対応が必要となっております。

認定こども園を幼稚園の改修でということも検討をいたしましたけれども、新たに整備する認定こども園の利用定員は150人程度を想定しておりますので、現在の105人定員の幼稚園の規模では足りないこと、耐震構造になっていないことなど、改修するとしても、かなり大規模な

ものとなるため、新築する方向で検討しております。

次に、2点目の岩滝児童館をどのように位置づけられますかとお尋ねですが、児童館は児童遊園地と同様の、子供たちの遊び場として位置づけております。基本として、就学前の子供たちは親子同伴で、小学生以上は子供自身が児童館に訪れ、遊びを通して交友関係を深め、いろいろな体験をする場でございます。しかし、現在の岩滝児童館は、岩滝幼稚園の補完施設という色合いが強く出ており、他地域との均衡が図れておりません。また、老朽化も著しいため、認定こども園の設置を契機として廃止とする方向で考えております。

次に、3点目の公設民営化などを検討されたかというお尋ねですが、まず、行政責任として公設公営の認定こども園を整備・運営をし、将来、子供たちの健やかな成長を託すに値する法人があらわれたときには、ぜひ、お任せしたいと考えております。できることならば、町内から、そうした法人が出現することを期待しております。

最後に、阿蘇ベイエリアとの位置づけも検討されたかとお尋ねでございますが、阿蘇ベイエリアは教育・保育ゾーンとは異なるエリアであると判断をしております。

以上で、渡邊議員への答弁とさせていただきます。

議 長（今田博文） 渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） 改めてお伺いいたします。本町の認定こども園は、公設公営であり、学校教育法の幼稚園、児童福祉法の厚生労働省、保育所とあわせたものであり、利用料についても認定こども園は安く設定できますが、保育サービスにオプションを設けて追加料金を取ることが可能であり、保護者の負担能力を超えることのないようにとお願ひしたいと思っております。

そして、本町でも民間に任せることは任せるという基本のもと、指定管理者制度を用いています。リフレかやの里、クアハウス岩滝、最近では阿蘇霊照苑であります。指定管理者制度は時代の流れを行く公設民営化であります。先ほど町長の答弁でも、町内でやる人があればやっていただきたいというお言葉をいただきました、そのものであります。私は保育所、幼稚園についても、限られた財源の中で保育サービスの充実を図るには、さらなる民営化が必要だと考えます。幼稚園、保育所の改修に当たり、諸施設の社会福祉法人営化を求めるものであります。先ほど、答弁をいただきました一部であります。

幼稚園は設置者が管理し、経費の負担を行うため、公設民営化はできないこととなっているため、社会福祉法人営化、特定非営利活動法人と公設民営化方式で運営をやっていただいております。隣の京丹後市におきまして、峰山保育所、網野保育所を公設民営化方式で運営を社会福祉法人に委託してやっております。また、峰山保育所、網野保育所は民設民営化も検討されているようであります。幼保一体化施設、峰山こども園であります。

このように、他町を見ましても指定管理者制度と同じく、公設民営化、民設民営化は時代の流れであり、さらなる保育サービスの充実につながるものと考えて、改めて、この部分の町長のお言葉を聞きたいと思ひます。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 渡邊議員がご指摘をなさっている点につきましては、保育サービスを向上させるためには、公設公営だけではなく、公設民営、あるいは指定管理者制度の導入なども検討されてはどうかというご提案だというふうに思ひます。

私も、先ほどの第1答弁でお答えいたしましたとおり、将来的には民間に委託することも考えていく方向性が望ましいであろうというふうに思っております。時代の流れとともに保育サービス、子供たちをめぐる環境の整備につきましては変化をしていくことだというふうに思いますけれども、その変化に対応でき得る選択肢を、できる限り選択してまいりたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） 続きまして、認定こども園、幼稚園改修に当たり、クアハウスの湯を、この認定こども園に引いていただきまして、足の湯といいますが、クアハウスの湯を皆様になぎやかに、そして、子供たちの喜びを、また、迎えに来るおじいさんやおばあさんたちという醸成をお願いしたいと思います。このあたりをひとつ、よろしく願いいたします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまご指摘をいただきました、岩滝クアハウスのお湯の利用につきましては、別途の検討が必要であろうというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） 町長の、この別途というのは、何を意味するもんだか、ちょっと私は、よく理解できないので、一番最初にも質問で言いましたが、阿蘇ベイエリア、そのような都市計画法の中で、今度、認定こども園と考えていただければよろしいかと思えます。

これで終わります。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私、先ほど別途というふうに申し上げましたけれども、湯泉の活用につきましては、現在、協議を進めているところでございます。その協議の内容につきましては、まだ、皆様方にお知らせする段階ではないというふうに思いますけれども、さまざまな活用方法があるのではないかと考えているところでございます。

議 長（今田博文） 渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） 終わります。

議 長（今田博文） これで渡邊貫治議員の一般質問を終わります。

次に、1番、高岡伸明議員の一般質問を許可します。

高岡議員。

1 番（高岡伸明） 日本共産党の高岡伸明です。事前通告に基づき、町民の大きな不安になっている原発の再稼働、安全対策、中間貯蔵施設の問題について、一般質問を行います。

第1点目は、原発再稼働についての質問です。2013年9月16日、大飯原発4号機が定期検査のため停止され、日本にある全ての原発が停止になりました。それから、1年6カ月、現在も原発稼働ゼロであり、原発がなくても電気は足りている、そういった状況が誰の目にも明らかです。原発の再稼働をしなければ電気代が上がるという電力会社の言い分に対し、人の命と電気代と、どちらが大事なのか、そんなこともわからないのか、電力会社の営業利益目的で住民の安心・安全を無視しているなどという多くの人々が訴えています。

高浜原発の審査書決定を受け、全国の原発で再稼働を進めようとしている政府のエネルギー政

策について、原発のコスト面から研究し、政府の原発コスト検討委員会にも参加していた大島堅一立命館大学教授によりますと、安全性にも問題はありますが、本気で計算すれば経済性もないのは明白、しかし、政府は福島原発事故の前はもちろん、事故後も、なお原発の電気は安いと言い続けています。いつまで、そんなまやかしを続けるのかと指摘しています。

昨年7月、福島事故の対策費用は幾ら低く見積もっても1兆円と算出しており、内訳は損害賠償で約5兆円、除染と中間貯蔵など、原状回復に約3兆5,400億円、事故の収束と廃炉に約2兆1,700億円などです。大島教授が指定するまやかしは、原発のコストを燃料費や建設費など、電源コストだけから算出し、石油や天然ガスより安いと宣伝していること。事故費用や立地対策費など、電気料金や税金などで賄われる社会的費用を含めれば、原発は最も高い電源となり、安いのはあくまでも電力会社から見た場合であり、国民の立場からは全くの逆です。それがわかっていながら推進や延命などを恣意的に計算しているとしか思えない。電力会社としては、世界最大規模の東京電力だが、福島の事故だけで経営が困難になり、国の支援がなければ破綻する状況に陥った。経営体力が東京電力以下の各電力会社は、さらに困難だ。経済性もないリスクも大きい原発は、社会的費用の多くを国や利用者が負担しなければなり立たないシステムの上に存続してきたのに、それが隠されてきたと主張、政府は、もし原発が必要だと言うなら原発は高いが何らかの理由から稼働させると説明しなければ、現在だけではなく、未来の国民に対しても、うそをつくことになるかと警鐘を鳴らしています。

また、福島原発事故後、全国では262カ所以上の地域で原発ゼロ、再稼働反対運動が毎週、行われ、国民的世論は大きく広がっています。その一方で安倍政権は鹿児島県の川内原発の再稼働を皮切りに、関西電力の高浜原発3・4号機の再稼働、大飯原発3・4号機の再稼働、そして、老朽化した高浜原発1号機・2号機の特別審査による20年延長の再稼働への動きもあり、新規制基準に適合するという審査結果を踏まえ再稼働を進めようとしています。原子力規制委員会の出ず適合は安全性が確認されたものでないことを、原子力規制委員会の田中委員長も認めています。しかも福島原発事故は、いまだに収束しておらず、12万人もの住民が、いまだに避難を余儀なくされており、原発事故の原因究明も、まだ、できていません。

また、後で述べますが、周辺自治体の避難計画も策定されておらず、除染作業も計画どおりに進まず、汚染水の処理も、新たな海への流出問題が起き、重大な事態になっています。そして、最も大切な国民の世論でも、過半数が再稼働を認めていないことです。にもかかわらず、世界で最も厳しい基準をクリアしたなどとして再稼働の判断をくだすのは、道理も根拠もなく、決して許されるものではありません。まさに安倍政権の暴走政治と言われるものです。

また、京都新聞1月付では、高浜1号機・2号機の特別審査についても周辺の宮津市など6市町と滋賀県は好ましくない、どちらかといえば好ましくないと答えています。高浜原発の再稼働の適合は九州電力川内原発1号機・2号機に続き2例目となりました原発の再稼働について町長の認識を伺います。

次に、第2点目、原発事故の避難計画について質問に入ります。原発は再稼働状態であれ、停止状態であれ、廃炉に向かう状態であれ、事故が起きれば、どの段階でも重大な事態となります。高浜原発では19分で炉心溶融、メルトダウン、90分で原子炉圧力容器が壊れ、放射能物質が外に出ると言われており、この時間は2時間弱です。したがって、福島原発の事故の教訓からも

住民の生命と安全、財産を守るためには実効性のある避難計画の確立が絶対に不可欠です。ところが、新規制基準の適合という判断の中には、この避難計画の確立は入っておらず、自治体等、住民に責任を負わせています。実際には避難計画が実効性のあるものになっていないことは京都新聞1月5日付の共同通信社のアンケートでも明らかです。

例えば、避難に必要なバスの確保ができていると答えた自治体は福知山、伊根町のみで、バスの確保が困難、国や県が責任を持って対応と答える自治体が大半です。福島原発の事故では、途中までバスは来たが、危険と判断され帰ったという事実があります。また、原発事故の汚染情報が隠されていたため、40キロも離れた飯館村に避難をした多くの住民が、飯館村の放射能汚染が高いことを後で知らされ、他の避難場所を求め、再び避難を余儀なくされました。また、避難先の受入体制についても原発30キロ圏内にある全国160自治体のうち、避難先、食料や防寒具が整っていると答えたのは23自治体にすぎず、住民の命を守る実効性のある避難計画は、国が責任を持って自治体と協力してつくるべきです。

また、地元同意手続の対象を立地自治体の鹿児島県と薩摩川内市内に限定した川内方式を妥当としたのは、全国の原発から30キロ圏内に入る160の自治体のうち2割の35自治体しかなく、妥当でないとした自治体は、この地域では宮津市、綾部市、南丹市、滋賀県など56自治体に上っています。宮津市では12月議会で再稼働の地元同意の範囲を原発30キロ圏内の自治体への拡大を求める意見書が採択されました。地元同意、同意権を、せめて30キロ圏内も自治体も与えるべきという声が多数になってきています。実効性のある避難計画を確立、立地自治体の安全協定、琵琶湖の汚染対策などを曖昧にしたまま、再稼働は断じて許されないとします。

また、高浜原発、大飯原発、UPZ圏内にある京都府の七つの市町の避難計画がつけられています。与謝野町は避難計画の対策についてのお考えをお聞きします。

最後に、3点目、使用済み核燃料の中間貯蔵施設について、お聞きします。関西電力の八木社長は使用済み核燃料の中間貯蔵施設を検討中で、既に実施、施設内の貯蔵が7割に達していることを9月の記者会見で明らかにしました。関電の発電所のある舞鶴、宮津が候補地となることは明らかのようにです。宮津でも舞鶴でもつくられることになれば、当然、与謝野町にも大きな影響があると考えます。明確な町長の答弁をお尋ねします。

これで、私の1回目の質問といたします。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、高岡議員ご質問の1番目であり、原発の再稼働について及び、2番目の安全対策については、関連をいたしますので、一括してお答えをいたします。原子力規制委員会は、2月12日に関西電力高浜原子力発電所の3・4号機の安全対策が新規制基準に適合していると、原子炉設置変更許可申請を許可いたしました。現在では設備の詳細な設計を定めた、工事計画認可の申請や保安規定変更認可の申請手続が進められており、あわせて立地自治体への再稼働に向けた同意の手続が進められております。

一方、京都府では2月27日に関西電力と高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書を締結をいたしました。この安全協定では、原発増設の設計や原子炉施設の重要な変更を行うおうとするときは、事前に京都府に説明しなければならない。また、京都府は関西電力に対し意

見を述べることができ、関西電力は誠意をもって回答するなどの内容が盛り込まれました。また、高浜発電所から5キロ圏内にあります舞鶴市では、京都府及び関西電力との三者による、安全確保等に関する覚書を締結をいたしました。これらの協定書及び覚書に関しては、原子力発電所の再稼働に係る「同意権」までは盛り込まれませんでした。事故発生後に原発を再稼働する場合には、安全対策に対する意見を述べることができ、関西電力は意見に対する回答の義務が規定をされております。

原子力発電に関する私の基本的な考え方でございますが、東日本大震災における福島第1発電所の事故に関しては、収束したものとは考えておりません。現在でも汚染水や汚染土の問題、いまだに避難を余儀なくされている方々が多くあります。また、廃炉作業も数十年かかるとされております。福島第1発電所の事故では、一旦、原発事故が発生をしてしまうと、その影響は、はかり知れなく多大で、非常に長期間にも及び、人々の生活や人生に大きな影響を及ぼすことを改めて知らしめました。原子力規制委員会では福島第1発電所の事故の教訓や世界の最新の知見を踏まえ、新規制基準を設けました。各電力会社では原子力発電所の再稼働に向けて安全対策を進めておりますが、どれだけ高い安全性が施されたとしても、絶対に事故がないとは言い切れません。また、原子力発電には、一旦、原発事故が発生した場合、はかり知れない放射能汚染の問題や、半永久的に残る核廃棄物の処理の問題など、原子力が抱える本質的なリスクから逃れることはできません。持続可能な地球環境を次の世代に託していくためには、持続可能なエネルギー社会の構築に向けた取り組みを国、企業、自治体で進めていく必要があると考えております。

次に、原子力発電所事故の安全対策についてでございますが、京都府では高浜発電所から30キロメートル、大飯発電所から32.5キロメートルを、防災対策を重点的に充実すべき地域として定め、いわゆるUPZでございますが、これらの地域の府民12万9,000人の避難計画を関西広域連合及び府内市町村との調整の上、策定を進めております。一次避難先を府内のUPZ圏外の市町村に、二次避難先は京都府外とし、京都府の場合は、兵庫県と徳島県を避難先としております。本町では西方向に避難をしなければならない場合には、宮津市より4,300人を受け入れることとしております。本町は高浜発電所から30.5から43キロメートル、大飯発電所からは43キロから57キロメートルの距離に位置をしております。議員ご指摘のとおり、本町はUPZ圏内には入っておりませんが、ブルーム通過時の被爆を避けるための防護措置を実施する区域、いわゆるPPAと呼ばれる地域に位置をしており、国の原子力災害対策指針では、このPPAの地域は、原発からおおむね半径50キロメートルという考え方が示されております。現在、このPPAに含まれる地域に対する避難対策や避難計画などの具体的な内容は示されてはならず、今後、具体的な範囲や必要とされる防護対策は国において検討が進められることとなっております。

本町は高浜や大飯発電所のUPZ区域外に位置をいたしますが、原発事故の規模や風向きなどにより避難をしなければならない可能性も否定できないと考えております。本町の避難計画策定の必要性は十分認識をしておりますが、原子力災害の避難計画では町外、あるいは府外への広域的な避難となることから、受け入れ先の市町村の選定・確保や、避難手段の確保など大きな課題がございます。今後はPPAに属する地域の防護対策の動向、UPZ圏に隣接する京丹後市などの市町村と連携をとりながら京都府と避難計画に関する協議を進めていきたいと考えております。

次に、議員ご質問の3番目、中間貯蔵施設についてお答えをいたします。国においては、平成26年4月にエネルギー基本計画を閣議決定をし、その中で発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設などの建設・活用を促進するとともに、そのための政府の取り組みを強化すると明記し、取り組みを進めています。国における、こうした現状の中、関西電力、八木社長は昨年9月の定例記者会見において、使用済み燃料の中間貯蔵施設の設置場所について、福井県外の燃料を運ぶ船が入れる港がある、貯蔵施設に向けた広い敷地がある、地震などに耐えられる強い地盤があるとし、一例として関西電力の発電所の敷地の中につくことも検討していると発言をされたという報道がされております。

関西電力では、平成25年6月に中間貯蔵施設の設置にかかるプロジェクトチームを立ち上げ、設置に向けて検討を重ねているが、現時点では具体的な時期、場所については申し上げる段階にないということでございます。このようなことから、具体的な候補地については、何も決まっていない状況であると認識しておりますので、私の考えを申し上げる段階にはないと思っております。また、2月27日には、京都府と関西電力との安全協定の締結のほか、高浜発電所からUPZ圏内の7市町と京都府による、高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書が取りかわされました。この確認書では、原子力災害に係る防災対策について情報交換と連携を図るため、高浜発電所に係る地域協議会を設置することが盛り込まれました。また、京都府内のUPZ圏外の市町村から要請があった場合には、その都度、京都府及びUPZ、7市町が協議の上、地域協議会の会議等への出席を認めることも盛り込まれておりますので、与謝野町が地域協議会に出席できる道が開かれています。したがって、今後は、この地域協議会を中心に原子力防災対策全般に関して、関西電力との調整や協議が図られることになると考えており、本町では地域協議会を通じて中間貯蔵施設の問題についても、関西電力から逐一説明を受けるとともに意見を述べていきたいと考えています。今後も引き続き京都府及び近隣市町と連携をし、町民の生命と暮らしを守る防災対策を推進していきたいと考えております。

以上で、高岡議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 与謝野町は30キロ、UPZ圏外です。UPZ圏内に限りなく接近した、今、町長から答弁いただきましたが、PPA圏内であります。風向きなど、自然状況次第では危険区域に入ると思いますが、先ほど答弁いただいたと思うんですが、ちょっとよく聞き取れなかったもので、申しわけないんですが、もう一度、お願いしたいんですが、高浜原発と大飯原発から30キロを超えているということはわかっていますが、正確な距離をもう一度、お願いしたいんです。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 本町は高浜発電所から30.5から43キロメートル、大飯発電所から43から57キロメートルの距離に位置をしております。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 最近よく耳にします中間貯蔵施設についてですが、福島県の被災地で言われています中間貯蔵施設というのは汚染土、除染を行った土などの一時的保管場所のことを言っています。これも大変大きな問題ではありますが、私が言います中間貯蔵施設は、先ほど町長から答弁はいただいておりますが、宮津市か舞鶴市につくろうとしている使用済み核燃料の保管場所のこ

とをいいます。使用済み核燃料は原発を運転したら必ず大量に出てくる死の灰と言われる固まりです。原発はウランでつくった燃料を3年から4年、燃やすと、それ以上、燃やさないで取り出します。一旦、燃やした後の核燃料というのは、大量の放射線を絶えず出し続ける大変危険な存在です。その放射能を広島型原爆に例えますと、原爆が落ちたときに死の灰が周辺に広く降り、これを浴びたら大変だということになりました。100万キロワットの原子力発電所だと毎日、3キログラムのウランを消費して、3キログラムの死の灰を残します。それが使用済み核燃料にたまります。この原子力発電所で100万キロワットのものが1台動いていたら、毎日、広島型の原爆の3発分の死の灰がたまります。1年間、動いたら広島型1,000発分の原爆ということに、死の灰がたまるということになります。

しかし、この使用済み核燃料の始末をするシステムは、いまだに開発されておらず、宮津や舞鶴に中間貯蔵施設が建設され、事故が起きれば、この与謝野町にも大きな影響があるのは間違いないと思います。

宮津市長は、反対を表明されているようですが、近隣自治体として与謝野町もはっきりと反対を表明するべきだと思います。

先ほど町長は、はっきり決まっていないので、私が答弁することはできないと言われましたけども、もし、そういうことが起きた場合は、どのように町長はお考えになりますか、再度、お聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） まず、高岡議員がご指摘をされた中間貯蔵施設を宮津、舞鶴に建設をするということについては、まだ、何も方向性は決まっていないというふうに、私は認識しております。その上で、中間貯蔵施設の対応につきましては、非常にデリケートな問題であろうというふうに思いますので、京都府、近隣市町との協議を重ねながら方向性を出していきたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 京都大学の原子炉実験所の小出裕章助教によれば、新規制基準の適合は、安全性を保証しているものではないと、原発再稼働に釘を刺した上で、今回の適合で原子力規制委員会が審査中の原発も次々と適合の姿勢が明確になったと、国が原発から半径30キロ以内の市町村に避難計画を義務づけているのに、その避難計画が規制委員で審査されていないことに誰一人責任をとらない。驚くほど無責任体制が続いている。国は再稼働の前に福島事故の原因究明を、まず、やるべきだと批判しています。

また、京都府や滋賀県など、周辺自治体の意見も聞かず、関電が再稼働をしようとしていることに対し、ばかげている、大飯原発の運転差し止めを命じた昨年の地裁判決が福島原発事故の被災状況を踏まえ、原発から250キロ圏内に事故の影響が及ぶ可能性があるという指摘していることに触れて、250キロ圏内で避難計画が必要だとして、周辺自治体の同意を求めるのは当然の責務だと主張しています。

そして、国内の全原発が運転停止のもとでも、現在、停電もなく何も困らない、住民を苦難の底に落とし得る原子力に深入りする前に、原子力と決別すべきだと訴えています。この小出裕章助教の見解について、町長はどのように判断されますか。

- 議 長（今田博文） 山添町長。
- 町 長（山添藤真） 京都大学の小出助教授におかれましては、東日本大震災後の活動を通じて、非常に原子力発電に対する対応を強化していかなければならないということを訴え続けてこられたというふうに認識をしております。
- その上で、小出助教も、この春をもって退官をされるというふうに聞いておりますし、その活動については、多大なる評価と、そして敬意を表する次第でございます。
- 議 長（今田博文） 高岡議員。
- 1 番（高岡伸明） 三権分立の一つである司法から250キロ圏内で避難計画が必要と判断していますが、与謝野町は、先ほど答弁いただきましたが、高浜からは30.5キロ、大飯からは一番近くて49キロ離れています。この司法の判断をどのように思われるか。また、本町が30キロメートルのUPZ圏内に接近していることから、前町長はUPZに準じた避難計画をつくろうとしていましたが、町長は、この点をどのようにお考えになりますか。
- 議 長（今田博文） 山添町長。
- 町 長（山添藤真） 本町も高浜原発から30.5キロという位置に位置をしております。したがって、UPZ圏内と同様の避難計画等を策定していかなければならないというふうに考えておりますし、そうしたことを実現していくためには、京都府、そして近隣市町との連携が不可欠であるというふうに考えております。
- 議 長（今田博文） 高岡議員。
- 1 番（高岡伸明） この与謝野町は原発災害の避難場所になっているとお聞きしました。先ほど町長の答弁の中に、宮津の住民の方4,300人ということですが、その準備は整っているのでしょうか、お聞きします。
- 議 長（今田博文） 山添町長。
- 町 長（山添藤真） ことしの1月に入りまして、京都府指導のもとで、そうした避難計画に準ずる訓練を実施しております。十分とは言えないというふうに思いますけれども、少しずつ一步一步進んでいるのではないかとこのように思っております。
- 議 長（今田博文） 高岡議員。
- 1 番（高岡伸明） 先ほど町長に答弁はいただいておりますが、2月27日に関電と原子力規制委員会は京都府と高浜原発3・4号機を審査合格とし安全協定なるものを締結しました。しかし、この協定には、福井県のように再稼働に際し、自治体の了解を必要とする同意権がありません。高浜原発の30キロ圏内には、宮津市も伊根町も入ります。また、与謝野町にもかかわることだと思います。
- 地元の了解もなく事実上の再稼働を認めるような協定はいかなものかと思いますが、先ほどもお答えいただきましたが、再度、町長のお考えをお聞きします。
- 議 長（今田博文） 山添町長。
- 町 長（山添藤真） ただいまご指摘をいただきましたように、2月27日に京都府と関西電力においては協定書を締結をされております。その中で、同意権までは盛り込まれませんでした。その背景につきましても、さまざまな議論があったのではないかなというふうに拝察をするところでございます。

私どもといたしましては、先ほども申し上げましたように、地域協議会を通じまして、私どもの姿勢を訴えてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 原子力発電は、決して安いエネルギーではないことは、先に述べましたが、その点、再生可能エネルギーによる発電の大きな特徴は、風力や太陽光、地熱、小水力など、燃料費がゼロです。輸入の必要性がないので、燃料費の国際価格の高騰も外国為替相場の変動も関係ありません。

再生可能エネルギーでは、原発の電力量を補えないという主張もありますが、しかし、環境省が2011年4月に公表した、再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査報告書2010年版によれば、住宅以外の太陽光発電、風力発電、小水力発電、地熱発電、再生可能エネルギーの導入可能量は20億キロワット以上であるとしています。これは、日本にある発電設備の電力供給能力の約10倍、今ある原発48基の発電能力4,426万キロワットの約4.5倍です。この調査に基づいて、環境省が平均的な自然状況などを考慮しても、発電量でどのくらいの導入可能量があるかを計算したところ、約5兆キロワット時になると国会で答弁しています。

日本の発電量は、年間1兆1,000億キロワット時で、その約4.5倍になり、原発の発電量2,900億キロワット時、これは2010年度の資料です。の1.7倍となり、これに加えて再生可能エネルギーは住民の働く場、雇用も格段にふえると思います。

原発再稼働の避難計画にしても、中間貯蔵施設にしても、原発をなくせば全く必要なくなると思います。国民や住民の多くが反対し、未来に不安や大きなリスクを残す原発より、町長の所信表明にもありましたように、与謝野町の明るい未来、「水・緑・空 笑顔あふれる与謝野町」をつくるためにも、原発再稼働には、はっきりと反対し、再生可能エネルギーを推進すべきではないかと思います。

町長のお考えを再度お聞きします。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 4年前の東日本大震災のときには、ちょうど私たちも、このように一般質問を行っていたわけでございます。この東日本大震災の、私たちが一番学ばなければならない教訓といたしましては、この日本、原発立地帯、そして、その付近に立地する自治体が、福島県のような被害をこうむることは適切ではないということだというふうに思っております。その上で、私は、まだ、東日本大震災の福島発電所の事故につきましては、収束をしていないという判断をいたしております。

そうした中で、そうした過ちと、ちょっと語弊ですけれども、そうした教訓から学びながら、できる限り国全体で再生可能エネルギーの発展を後押ししていくべきなのではないかというふうに考えておりますし、この点につきましては、第一質問の答弁でもお答えさせていただいております。

1 番（高岡伸明） 終わります。

議長（今田博文） これで、高岡伸明議員の一般質問を終わります。

次に、8番、藤田史郎議員の一般質問を許可します。

藤田議員。

8 番（藤田史郎） 議長のお許しをいただきましたので、3月定例会での一般質問を行います。

その前に、毎回、定例会で述べております、住民に見える、聞こえる、感じる行政、そして、提案型の質問等を、私の議員心情としております。その意をもとに住民の皆様にはわかりやすく、前向きのご答弁をいただきますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

一般質問通告書に従い、今回は住民の関心が非常に高い、空き家総合対策の確立について、町長に質問をさせていただきます。

2013年、総務省での調査によりますと、全国での空き家は820万戸、空き家率13.5%、7戸に1戸の当たりの割合で右肩上がりに増加しているとのことです。そのような現状の中で、国も危機感を共有し、昨年、空き家対策特別措置法をつくり、ことしより施行され、空き家問題について、いろいろな政策が決められ、都道府県、そして、市町村に、その具体的施策内容が提示されるものと思っております。

その一つとして、空き家の基準は1年間以上、電気、水道、ガスの使用状況判断で、特定空き家と認定し、持ち主に撤去や修理を段階的に命じ、場合によっては行政代執行ができるようになってきているとのことです。

さて、空き家は本来、個々の所有者の問題であり、行政が、そこに関与することはありませんでした。少子高齢化、人口減少などの社会背景の中で、空き家がふえる傾向にあります。行政とともに地域、自治区で、どのような危機感を、どれだけ共有できるかが大きな課題と思います。空き家の放置状態において、行政においては住民の安心・安全なまちづくり、防犯上、災害上、環境上、悪い影響を与えます。

さらに、自治区活動の中で最も身近なコミュニティの場である単位構成、隣組の役割等がなり立たなくなっている現状であります。空き家の撤去から活用までの総合的対策を早急に検討すべきと思います。行政として、町長の基本的考えをお聞きしたいと思います。

特に、空き家活用は将来に向けて必要な投資と位置づけ、定住、移住促進を推し進められる施策の一つであります。よって、空き家に関する総合対策を策定し、与謝野町全域で実施すべきと考えます。

以上の観点から、次の点について町長へお聞きします。

一つ、空き家に関する認識、行政の関与について、どのようにお考えでしょうか。

二つ目、当町での空き家状況を、どのように把握されているのでしょうか。

三つ目、現行、空き家バンク制度がありますけれども、どのように評価されているのでしょうか。

四つ目、産業振興会議の中で、新たに阿蘇ベイエリアにて空き家活用を述べられています。その手続や方法は、どのようにされるのか、なっているのか、お聞きします。

5番目、平成25年から、ちりめん街道で実施されている空き家バンク制度の登録状況について、その検証と検討すべき課題は何かをお聞きします。

現在の海の京都観光振興や、地方創生によるまち・ひと・しごとの行政の取り組みに関して、空き家の有効活用は大変必要でありますので、私なりに次の提案をしたいと思います。

一つ、区長会に協力依頼し、隣組、組長さんとも言いますけども、単位で、空き家及び空き家予備軍、これは独居高齢者とか老齢のご夫婦の住んでおられるという意味です。の現状調査を行

っていただきたい。

二つ目、調査データをもとに所有者、居住者にアンケート、聞き取り調査を実施する。

三つ目、現行空き家バンク制度を大胆に見直し、双方、これ借り手、貸し手、売り手、買い手という意味の双方ですけれども、参画できる魅力ある、メリットある制度にすることです。税制面での免除とか、減免、あるいは祝い金、各種助成金の充実を図る、あるいは町が指定する委託、各専門業者を選定し、これは司法書士さんとか不動産業者さんのようなものですが、必要に応じ調査、手続等の業務をしていただく。

四つ目、空き家有効活用は、所有者への信頼関係が第一であり、誰が、どこで、どのように行うのか、その組織、関連のあるNPOとか諸団体を置く必要があると思います。

以上について、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、藤田議員のご質問であります、空き家総合対策の確立を問うについてお答えをいたします。

まず、1点目の空き家に関する認識、行政の関与についてでございますが、議員もご指摘いただいておりますとおり、適切な管理が行われていない空き家等が防犯、防災、衛生、景観などにおいて、町民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、安心・安全なまちづくりの大きな支障になっているものと認識をしております。

国におきましても、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布をされ、本年2月26日に、その一部が施行され、同日、同法に基づいた基本指針が公表されております。

この基本指針の骨子では、空き家の目安は、1年間を通じて使用されていないこととされ、電気、ガス、水道の使用状況や、登記、住民票の内容、所有者の主張などを通じて、使用実態を調べ、該当するかどうかを判断するなどが示されております。今後は、この指針に沿って京都府の助言を求め、また、近隣市町との情報交換等を行いながら、対策計画の策定を目指し、取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、2点目の、当町での空き家状況をどのように思われるのかについてでございますが、平成24年8月に約130名の職員により、その概数を調査し、その結果、町内全域で約450戸の空き家と思われる建物を確認しております。その調査以降、除去された空き家もあると思いますが、新たに空き家になったものもあるでしょうし、やはり少子高齢化による人口減少等により増加傾向にあるものと思っております。

前回の調査では、道路等からの目視による簡易な調査でございました。したがって倒壊の危険がある空き家の数などの把握はできておりませんので、詳細な状況がわかっておりません。

この後の答弁で申し上げますが、平成27年度において、空き家の実態調査を実施していきたいと考えております。

次に、3点目のご質問であります、現行の空き家バンク制度を、どのように評価されているのかと、5点目にご質問の平成25年度からちりめん街道で実施をされている、空き家バンク制度の登録実情について、その検証と検討すべき課題はについては関連をいたしますので、あわせて

お答えをします。

現行の空き家バンク制度では、ちりめん街道活性化委員会からの提言を具現化するものとして、平成25年6月に、与謝野町伝統的建造物群保存地区空き家情報登録制度として要綱を定めました。

制度施行後は、町ホームページやチラシにより広報を行うとともに、与謝野町海の京都実践者会議内のプロジェクトチーム、空き家見つけ隊の皆さんとともに、エリア内を実際に見て歩き、空き家と思われる物件の整理を行い、関係者のもとに足を運び、制度の説明や現状把握を行ってまいりました。しかしながら、平成27年2月末の現在における登録は0軒となっております。ここで、関係者との話の中で見えてきた課題は、一時的に空き家となつてはいるものの、帰省時などに活用されているなどの理由から、一定期間、貸し出すことについては難色を示されるケースがございます。

こういった課題の解決に向けては、例えば、ゲストハウス化も一つの方法になろうかと思えます。帰省時には、優先的に所有者が宿泊できるよう配慮するなどして、借り手、貸し手ともにメリットが得られる方法について提案をしながら、登録を取得していくことも考えていかなければならないと思えます。いずれにいたしましても、ちりめん街道エリアは、海の京都事業の戦略拠点であり、観光まちづくりを進めている地域でございますので、地域住民の皆さんや関係者の皆さんとともに、空き家バンク制度を一つの手段といたしながら、持続可能な観光まちづくりの姿を引き続き模索してまいりたいと考えております。

次に、4点目にご質問の産業振興会議の中で、新たに阿蘇ベイエリアにて空き家活用を述べられているが、その手続や方法は、どのようにされるのかについてお答えをいたします。阿蘇ベイエリアにつきましては、与謝野ブランド戦略の拠点としてエリア構築を進めるに当たり、エリアのマスタープランを策定し、目指すべき姿を明らかにしてまいりたいと考えております。その中で重要な視点は、空き家や空き工場、空き店舗の有効活用となります。

ちりめん街道エリアと同様の制度を設けるのか、別の形を模索をしていくのかについては、産業振興会議及び与謝野ブランド戦略会議において、また、マスタープラン策定の中で協議をしてまいりたいと考えております。

次に、空き家の調査についてのご提案をいただきました。1、2、3については関連をいたしますので一括してお答えをいたします。平成26年度の3月補正予算に定住支援事業として提案をしております地方創生の取り組みの一環として、全町的な空き家調査を実施したいと考えております。これは、国では、地方創生の取り組みの一つであります、地方への人の流れをつくる具体的な施策として、全国移住促進センターの設置や、全国移住ナビシステムの稼働が予定をされており、今後、本町への移住を検討される方に対する対応が必要となってくるものと予想されることから、移住施策の一つとして、空き家の利活用を本格的に取り組むに当たり、町内の空き家情報を把握しておこうとするものでございます。さらに、議員からご提案いただいておりますように、所有者の意向調査も予定をされており、利用状況や売却、賃貸の意向等を伺いたいと考えております。

なお、調査方法につきましては、議員から区長会へ協力依頼をし、隣組単位で調査を行っていただくと、ご提案がございました。もちろんご協力いただけることであれば、大変ありがたいこ

とであり、ぜひ、そのようにお願いしたいという考え方もございます。しかしながら、それぞれの区のご事情があり、一律に全ての区に調査をお願いすることは難しいと考えております。基本的には、町が実施主体となって行い、できる範囲で区や住民の皆様にご協力をいただく方式を現在、想定をしております。

さて、調査により把握した空き家情報を活用して、空き家から管理されている建物の状態にするには、売り手と買い手、貸し手と借手をマッチングし、交渉が成立する必要がございます。全国の多くの自治体で、空き家バンクが設置をされておりますが、制度をつくったからうまくいくものではない、おせっかいをする人が必要といった課題を耳にしております。

議員がおっしゃったような仲介する仕組みづくり、さまざまな優遇制度の創設につきましても十分研究をし、今後、ますます重要となるであろう空き家の活用、移住・定住の促進に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、空き家有効活用は、所有者への信頼関係が第一であり、誰が・どこで・どのように行うのかといった組織を置く必要があるについてでございますが、これまでも申し上げておりますように、空き家の対策につきましては、主に除去と有効活用があらうかと思えます。

特に、町への定住促進、あるいは地域の活性化につながるといった空き家の有効活用があるのではないかと考えております。これら空き家の有効活用は、除去後の土地利用や、居住可能な空き家としての再利用など、いずれにしても所有者の意向が大変重要であり、譲渡や賃貸など、さまざまな活用の形態がある中で、所有者の協力なくして進めることはできません。また、所有者が有効活用に協力していく意思をお持ちであったとしても、信頼できる窓口等がなければ不安に感じられたり、ちゅうちょされたりということもあらうかと思えます。

したがって、議員ご指摘のとおり、今後の有効活用の対策を考えていく上では、NPOや諸団体など、信頼関係の築けるような窓口を得ることが得策ではないかと考えておりますので、その方向性も視野に入れながら、研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上で、藤田議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） ここで昼食のため休憩します。

午後1時30分に再開します。

（休憩 午後 0時03分）

（再開 午後 1時30分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開し一般質問を続行します。

藤田議員。

8 番（藤田史郎） それでは、2回目の質問を、個々にいろんなことをお聞きしたいと思います。

申告書を提出してから、3月議会の議会資料をいただきました。その中で初めて空き家という言葉が出てまいりました。その中で、まず、お聞きしたいこと、最初に、京都府平成27年度予算の中で、空き家店舗等利用業者のマッチング等を支援する予算として1,600万円が計上されております。これをもとにして、今回の3月の補正予算で計上で、新規に企画財政課、定住支援事業として153万4,000円が計上されております。また、別の当初予算におきまして、福祉課のほうで空き家等を作業場としてというような、町内高齢者の介護予防等の有効活用の取り組みなど108万円が計上されております。

まず、お聞きしたいのは、この京都府の予算が補助金等で、これに充当されるのかどうか、まず最初に1点お聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 3月の議会に提案をさせていただいております、空き家の実態調査の経費なんですけれども、これは京都府ではなく地方創生の交付金、先行型のものでございます。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） はい、ありがとうございます。

じゃあ具体的なことをさらにちょっとお聞きしたいと思います。大変前向きなお言葉で、与謝野町全域で空き家調査を実施すると、私が提案しました区長会にお願いしたらと、それもされるんだと思いますけども、一応、町が主体的に行うということですけども、基本的には、どこの課が所管といたしますか、担当されるのか、連携されるのか、そこら辺のことをまずお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 企画財政課でございます。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） 企画財政課が所管ということですけども、まず一つ、ここの空き家ということに一つ、空き家予備軍というのがあります。これは最初、説明しましたように、今、独居老人が一人、あるいは高齢者のご夫婦が住んでおられるということで、私、加悦区なんですけども、ことしになってから2軒、既に空き家が発生しております。そういうふうな状況でありまして、そこら辺の今後、調査をされるんですけども、どのような調査といたしますか、具体的にはどうされる。

例えば、建物を見て、最初の調査ですけども、建物を見て、空き家だというか、もう少し具体的に、その内容を煮詰めてされるのか、そこら辺のあれと。もう一つ、人数は企画財政課だけでされるのか、応援部隊といたしますか、そういう何か、されるのか、そこら辺は何かありましたらお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 詳細につきましては、企画財政課長のほうから答弁をさせたいと思います。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 空き家調査のご質問でございます。今回、補正予算の中で計上させていただいておりますけれども、今、予算上、計上しておりますのは、調査員を雇いまして町内全域を調査する予定をしております。その中で、前回、総務課のほうで職員によります調査で、約450と出ておりますので、まず、そこがベースになるかと思っております。

今回、私どもがやります調査のほうにつきましては、定住促進策の面からということございまして、家のほうの調査をさせていただいて、所有者のほうにどういう意向があるかということまで調査をする予定をしております。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） 調査員をされるということですけど、それは専門の業者なのか、単なる一般の方を募集してされるのか、まず、そこら辺がはっきりちょっとわからなかったんですけども、もう

一つ調査の区分をされるときに、前回、調査されたのを基準ベースにしてということですけど、一つ私のほうとしては、こういう必要があるんじゃないかということ、ちょっと述べさせていただきます。

外観上でのランク別判断をする必要があるんじゃないかと思います。具体的に言いますと、今なら、現時点ですね、そのまま住める状態の建物もあります。例えば、先ほど言いました、つい、2軒空きが出たというのは、何も直さなくても住めるような状態、お貸しいただく等は、所有者の、別ですよ。ただ、外観上、見た状態で、それが一番できる。

それから、二つ目は、見た外観での判断になりますけども、少しの改修費で住める状態になる建物、それが二つ目。

それから、三つ目、改修には相当お金がかかって、これは無理だろうという外観判断ができる建物。

最後に、もうこれは、もう壊さないと安全上、環境上、大変迷惑がかかるような建物だから撤去、あるいは、していただかないとだめなような建物というような、私、単純に四つの項目を言いましたけども、そういうランクづけといたら語弊がありますが、そういう判断で調査をしていただきたい、同じ調査をするならですね、第一段階としては、そういう調査が必要じゃないかと、私は思ってますけども、その点について、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま藤田議員が、ご指摘をいただきましたように、さまざまな可能性によって空き家の種類も区別できると思います。そうした詳細なる情報を、当然のことながらキャッチするという意味でやってまいりたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） よろしくお願ひしたいと思います。続きまして、阿蘇ベイエリアの方面についてですね、空き家店舗、空き家工場等となりますけど、単純にお聞きしますけども、阿蘇ベイエリアの範囲といえますか、岩滝地区のどこのあたりのところを一応、置いておられるのか、まず、お聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 阿蘇ベイエリアの範囲というご質問でございますけれども、これは連合区と男山区が大きく想定されるのではないかというふうに思っております。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） 私、岩滝の細かいところはあまりわかりませんが、私なりの範囲でしたら、国道178号線から阿蘇海の間周りといいですかね、そこら辺が大体エリアになんかなというふうに思ってたんですけども、今、聞きますと男山ということで、こっち側のほうですか、東町になるんですかね、東町ではないんですか、どこになるんですかね。浜町になるんですかね。そこら辺も一部入るような範囲だとは思いますが、大体、今言った178号線からの沿線の道路から、阿蘇海のだったね、細長いといえますか、その範囲が大体の主体のエリアと解釈していいでしょうか、お聞きします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど、岩滝の連合区と男山区というふうに申し上げました。その中で、阿蘇ベ

イエリアというふうに申し上げておりますので、阿蘇シーサイドパークを中心とした海に面する部分が主体になるであろうというふうに考えております。

いずれにいたしましても、来年度予定をしております事業の中で、阿蘇ベイエリアのマスタープランを作成していきたいという意向でございます。そうした中で、どの地区の、どのエリアが、そして、どの空き家、空き工場が使用できるのかということも含めて考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） じゃあ、その点で、もう1点だけお聞きしたいと思いますけども、その範囲内です、既に区長さんに依頼されたかどうかわかりませんが、空き家、空き店舗に可能なところ、あるいは空き工場等は、ある程度該当するといえますか、関係するようなところがあるかどうか、そこら辺の調査というか、大体、調べられているのか、全くマスタープランに合わせて、これからやっていくのか。そこら辺を、まず1点だけお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 現状調査につきましてはですけども、私が就任をして以降、数度、現地に入って、その可能性につきましては模索をしているところでございます。また、2月20日に開催をさせていただきまして、岩滝の区長会におきましても、阿蘇ベイエリアの活性化について手がけていくという旨をお伝えし、おおむねご理解をいただいているものと認識をしております。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） じゃあ続きまして、まず、空き家バンク制度について、ちょっとお聞きしたいと思います。

まず、当初、最初にですね、先ほども説明ありましたように、平成25年度のときに、まず、最初にちりめん街道のところで空き家バンク制度をしてみようということで、町長、ご存じのように、こういうチラシで、中身の制度ができています。

基本的に、この流れというのは、これでいいんだと思いますけども、この中で一番下に書いてあるですね、最終的な段階において、貸し手、借り手、売り手、買い手の中で、賃貸借売買の交渉契約等は当事者間で行うということが書いてあるわけですね、もちろん所有者が登録されて、近くにおられたら、そういうことはできますけど、やはり所有者が遠くに離れた方、なかなかこっちに帰ってくる機会もありませんし、まず、そういうふうな中で、なかなか当事者間というのは難しいんじゃないかという疑念は持っております。

そこで、この制度の中でお聞きしたい。まず1点は、空き家バンク制度の最大の作成された問題点は何か、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど、第1質問における答弁で申し上げましたように、借り手、貸し手の意向をきっちりと把握することが困難であるということが非常に大きな課題になっているというふうに認識をしております。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） それも一つの要因だと思いますけども、私、個人として最大の要因は、この制度の中で双方にとって魅力あるメリット内容が全く示されていないというのが私、最大の要因で、

登録されない一番要因があるんじゃないかと思っております。

先ほどの質問の中で言いましたように、もう少し制度自体はいいんでね、これいいんですけども、やっぱりメリットある内容、双方にとってメリットある内容を検討していただきまして、そしてそれを売り手、買い手、所有者等に情報を発信していただいて、これならちょっとしていきたいなというような魅力ある制度にしていっていただきたいなと思っておりますけど、お願いをしておきたいと思っております。それに関してですね、ちょっと一つお聞きしたいことがございます。

土地と家屋の基本税率についての一番の要因は、固定資産税だと思うんですけども、建屋がある、それを更地にした場合の税率等、基本的なことをちょっとお知らせ、お聞きしたいと思っております。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） まず、前段のご質問でございますけれども、移住を希望される方の基本的な考え方といたしましては、まず、この与謝野町、あるいは丹後が好きであるということから出発するものだと思います。

その認識の上で、空き家がどこかないのかという形で考えられるものであるというふうに私は思っておりますので、まず、町の魅力を全体的に高めていくということが、空き家対策への重要な足がかりになるというふうに考えております。

その上で、このちりめん街道周辺が移住先の一つとして検討されるに当たって、それぞれの助成のあり方については、ますます考えていかなければならないと、そういう時代に入ってきたのであろうというふうに考えております。

また、固定資産税等の税率につきましては、担当課長のほうから説明をさせたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） 藤田議員、ご質問の固定資産税の関係でございます。通常の住宅が建っているところ、それから、空き家等についての、その差異でございますけども、例え、空き家でございますけれども、住める状態、いわゆる家として、住宅として体をなしておれば、ある一定の期間あいておっても、それは同じような課税方法で、一般住宅、住んでおられる住宅と同じく税金のほうは課税をさせていただいております。

ご承知のとおり、住宅用地につきましては、通常の標準額の200平米までは6分の1、それを超える分については3分の1の課税標準となされているところでございます。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） 一つ、今度は解体のほうに目を向けてみます。解体、撤去できない放置状態があって、大変危険な状態、美観的にも、結構、車で走っておりますと見かけております。

一つの要因としては、今、言いました固定資産税が、例えば6分の1、今度、高くなると、更地にした場合というような、一つ経済的な余裕が一番の原因だとは思いますが、その税制の問題もあると思っております。

それと、もう一つ、難しい問題は、所有者、法的の相続者がはっきりしてない。親の代からずっときてまして、そういう手続をされずにですね、そのまま現在、空き家になっていて、手続をしようと思うと、兄弟かなんか、皆、判こをいただいたり、いろんなことをしていかないと難し

いような問題があって、それを煩わしいといいますか、なかなかできにくいというような状態で、なかなか解体撤去ができないんじゃないかということをお私思っておりますので、そこら辺も一つ今後の検討課題でありますし、何か助成的な、解体に対してもですね、処置といいますか、行政のほうで考えていただければ、そういう建物が撤去ができるんじゃないかというような気もいたします。

そういうふうなこと、総合的にいきますとやっぱり空き家バンク制度も、そうですけども、空き家全体に対して、将来、これからずっとふえていくような傾向の中で、一番最初に言いました、空き家等に関する総合的にですな、条例なり何か施策等を考える必要があるんじゃないかというように私は思ってますけど、そういうお考えは、将来ですけどね、あるのかなのか、まずちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 議員のご質問の中では、空き家に対して包括的な政策の提案が必要であろうということだと思います。私自身も、その見解と同じ見解を持っております。

しかしながら、空き家の実態が、まず、どういう状況なのかということから始めなくてはいけないというふうに思いますし、こうした実態調査をきっちりと把握をした上で、総合的にどのような政策を体系立てるのがよいのかということについては検討してまいりたいなというふうに思います。また、この空き家の問題につきましては、ただ単に空き家だけではなくて、住宅政策全般にわたることにも波及をしてくるものだと思います。

そうした観点から住宅政策をどのように町として持つのかということにつきましても、早期に指針を定めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） そうですね、将来的には、そういうことを検討していただきたいと思います。

当面はですね、現在の与謝野町の空き家がどういう状態になっているか、まず、それが一番先決なことでありますので、それから進めていくべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、1点ですね、3月の新規の当初予算の中で担当が福祉課となっております、同じくまた、ここに空き家という関係が出てきております。空き家を作業場として、町内高齢者の介護予防並びに、加えて内職を行い、空き家の有効活用の取り組みを実施するための予算108万円が計上されております。

運営する、これまでの中身を見ますと、運営するボランティアとかですね、NPO等に申し込まれると思うんですけども、家賃とか光熱費の負担、補助をするというような内容だと思いますけども、この新規提案をされた理由、そして、あとどこで、これはされるのか、限られたどこかでされるのか、それとも手を挙げられたところにしていただくのか、そのあたりちょっとわかりましたらお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 藤田議員、当初予算に入っておられますが、きょうは一般質問ですので、今回は答弁していただきますが、ちょっとそこは線引きというか、区切りを、ぜひつけてください。

山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま議員にご紹介をいただきました政策につきましては、あくまでも介護予

防の観点の中で出している新規の事業でございます。この政策を提案する背景、そして、経緯につきましては、担当課長のほうから説明をさせたいと思います。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。平成27年度の介護保険特別会計のほうで、今、ご紹介いただきました事業を新規事業ということで提案をさせていただいております。

介護予防事業の中の地域支援事業の枠を使いまして、新たなサロン事業ということで展開をしていきたいというふうに思っておりますが、これまで介護予防といいますと、とかく体を動かしていただいたり、また、いわゆるデイサービスの集いの場で、一つの触れ合いの中で、そういった予防を図っていただくというのが主なやり方でありましたが、今回、仕事という観点を、そこに取り入れることができないだろうかということで、実は、これはちょっと他府県のある町の例もございましたり、また、町内の企業さんが、そういった取り組みをされておるということをヒントにさせていただいて、その事業を介護予防という形で取り込んでいきたいなというふうに考えております。

それで、いわゆる内職的な仕事を、そのサロンの中でしていただくことによって、若干でも収入を得ていただくと、それが一つの生きがいであったり、楽しみになったらいいなというふうに思っておりますが、内職をメインにしてということではございません。あくまでもサロンがメインということにはなりますが、その中に手仕事をなんかを取り入れることによって、認知症予防だとか、そういったことにもつながるのではないかとというふうに思っています。

それを実施する場合に、いわゆる住んでおられるお家に人が集まるというのは、なかなか遠慮があってにくいということを聞いております。できれば、地域にある空き家を上手に活用できれば、そこに出入りがしやすいのではないかとというようなこともお聞きしておりますので、そういった場所を求めていきたいというふうに思っています。

現在の考え方は、できましたら、与謝野町を三つの生活圏域に、介護保険上は分けておりますので、いわゆる旧町単位ですが、その地域の一つずつ、いわゆるモデル的に、そういった場所ができればというふうに考えておまして、その後、取り組みをしていただける方が、特にボランティアとか、そういった形でのお願いになりますので、ふえていけば拡大をしていきたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） 先ほど、議長から言われまして、当初予算ですので、その場で質疑応答をすればよかったと反省しておりますけども、まあ空き家ということがありましたんで、この際、補正予算、当初予算で聞いておけば、その当初予算の質疑の中であえて質問しなくてもいいんじゃないかという、私個人の考えがありましたんで、もう一括して空き家に関して全てのことを聞きたいと思ってさせていただきましたんで、お許しをいただきたいと思います。今、お答えいただきましたので、もう当初予算には行いませんので、よろしく申し上げます。

それで一つ、その中でお聞きしたいんですけども、これはですね、健康寿命化というお言葉があるんですけども、福祉課長さんご存じでしょうか。私は、この一環として、これが組まれているんじゃないかと推察しとるんですけども、全く違うものなのか、それだということか、ちょっとお答えがいただけましたら、お願いしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。
町 長（山添藤真） そうでございます。
議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） はい、ありがとうございます。皆さん、ご存じだと思いますけども、この健康寿命化を伸ばすというのをですね、現在、福祉等にお世話にならなくて、自立して生活されている方、その方ができるだけ、そういう福祉等にお世話にならなくて、長い間、健康で生き生きとした生活を自分のお家で過ごしたいと、そういうための取り組みの一環だと思います。

その中でも一つは、社協等がやっております、各地区でのサロンがあります。いろんなことをお聞きしますと、やはり公民館等を使っていますんで、土日は閉まっている。それから1回、1回申し込まないとだめだとか、あるいは場所が2階に上がれないから、階段が、もう上がっていくのが大変だというようなことがあって、近くの人が集まって、極端な言い方をすれば、ミニサロン、コミュニティの場ということで、僕は大変いい取り組みだと思いますんで、今、福祉課長が言われました、3地区モデルということで、されるそうですけども、できるだけ内容を充実していただいて、そういうのが個々にね、小さい昔の井戸端会議の延長と言ったら語弊がありますが、そういうのがいろんな場所でね、でき上がったら大変、年寄りの方は喜ばれると思うし、希望されている方は大変多くあります。お茶を飲みながら、茶菓子を食べながら、さらにそこで手を動かすということは大変いいことです。そして、それに茶菓子代でも出たら、もう大喜びなんで、もうぜひこれは率先して進めていってほしいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

最後にですね、町長の平成27年度の施政方針演説の中、いろいろとお言葉が出ておまして、いろんな取り組みをされます。その中でちょっと二つ言葉を引っ張り出しまして、町長の言葉ですけども、未来をつくり出す実践者であり続ける。今こそ、新しい与謝野町を築くと、こういう前向きなチャレンジ精神が、町長みずから申されております。

このことによせて、ぜひ、空き家等を利用してですね、そりあたり、今後、ますます問題化されることに関して、その精神で、立派なことをして、少しでも多くの方が定住、移住していただくようお願いしたいなと思います。

つい先日、NHKの番組でですね、終婚というちょっと番組を私ちらっと見せていただきました。それは定年を終えたご夫婦がですね、離婚、今、大はやりになっているみたいですけども、離婚なしに別居して第二の人生をお互いに過ごしましょうというようなことで、されてることを見ました。

その中で、こういうことがありました。男性ですね、多くの男性が田舎で、そういう生活をしたいという希望者が多い、奥さんはあまり賛成でない方が多いといいますが、そういうふうなことで、別居して生活をされて1カ月に1回とか、2カ月に1回、行き来されるような生活ということで、第二の人生、特に男性は田舎生活を希望されているのが多くいられるということです。

だから、与謝野町もですね、もう魅力あるまちづくりの、いろんなことをですね、大いに情報発信していただいて、一人でも都会の方々が与謝野町に、じゃあ住みましょう、ちょっと行ってみたいとかいうような意欲がなるように、町長みずからリーダーシップをとっていただきまして、そこら辺を今後の新しい与謝野町のまちづくりにしていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 非常に前向きなご指摘をいただきましてありがとうございました。

私もそうなんですけれども、この議会において、それぞれの議員の皆様方が、この空き家の問題については、数年前から意見を出されてまいりました。そうした、これまでの背景を受けて、今の時代に合う空き家対策は、どのようなものなのかということについては、私ども職員とともに一丸となって提案をさせていただきたいというふうに思いますし、ただいま議員からご指摘をいただきました点につきましても考慮させていただきながら、今後の空き家対策を総合的に進める上での知恵とさせていただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） ありがとうございました。よろしく願います。

以上で終わります。

議 長（今田博文） これで、藤田史郎議員の一般質問を終わります。

次に、6番、江原英樹議員の一般質問を許します。

江原議員。

6 番（江原英樹） 本日、一般質問のしんがり賜ります。既に通告で出しております教育行政について、教育長に質問をいたします。

3本の矢と言われるアベノミクスの一連の成長戦略の総仕上げとも言うべき人口急減、超高齢化、東京への一極集中という、我が国が直面する大きな課題に対し、各地域が、それぞれ特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生することを目指した、まち・ひと・しごと創生法に基づいて、我が町の再生、創生の総合戦略が策定されるに当たって、与謝野町の教育行政が担う役割、施策を問うものであります。今回、これから策定される町の5カ年戦略の成功の鍵は人にある、人材育成であり、人材の確保にあると思います。

政府の目指す、まち・ひと・しごと創生法の人を中心とした長期ビジョンであると確信いたしております。まちづくりは、人づくりであることは承知のとおりでございます。また、人、それは、そのものずばり出産、子育て、成長、人口増は町の戦力であります。そして、まち・ひと・しごとの3番目、人による産業の創造と継続は若者の流出を食い止め、流入を呼び込みます。人に重点をおいた国づくり、まちづくりは教育行政の緻密な計画による積極的な施策こそが、町の消滅を防ぎ、成長戦力の成功が期待されると思われまます。

そこで、政府が目指す地域社会を担う個性豊かで多様な人材確保とは、与謝野町流の視点で、教育長に所見を問うものであります。

続いて、通告いたしております外国語の習得、教育の地域産業との連携、また、成長戦略に資する具体的な課題としてお尋ねするものであります。

最後に、与謝野町の教育行政機構の体制そのものをお尋ねするものであります。外国語の習得については、徹底して世界共通語である英語能力向上の教育をすることです。第2期教育振興基本計画や、中学校指導要領、生きる力にあるように、中学卒業段階で英検3級以上の能力を持つグローバルな人材を養成する出発点とするべきではないでしょうか。そして、世界に与謝野ブランド商品も発信し、学び、世界から観光客を安心して呼び込める体制をつくり、交流人口をふやす。また、子育てするなら与謝野町の政策どおり、英語教育の方針に期待する子供を育てる若い

世代の流入が見込めるのではないのでしょうか。そうした実現可能な与謝野ブランド戦略を全国に、世界に発信するべきだと思いますが、教育長の所見を伺います。

さて、次に地場産業と連携を持った教育施策の推進についてお尋ねします。政府経産省は、平成27年度に小中学生を対象にした起業家教育の導入を全国の学校に促す取り組みを始めました。チャレンジ精神や独創性に富んだ人材を育成し、みずから考え、主体的に判断する能力、すなわち生きる力を養う教育効果を期待するものであります。地域を理解し、愛着を持つ人材の育成は、職場体験教育において育まれ、地域の産業界のニーズ、自治体の将来ビジョンに応じた一貫した人材育成教育の推進が望まれます。また、農水省も食と農林水産業への理解と、増進する食育の推進を図り、学校での食育を進め、和食文化の保護、継承を文科省と連携して取り組んでいます。

文科省は、諮問機関である中央審議会の会長に、平成27年度より経済界からの人物を据えるほど、その本気度は理解できますが、私たち地方人は、その背景にも意を配るところであります。金融機関、商工会、農業法人、事業者団体と連携して与謝野町流の成長戦略を模索することにあります。教育長のお考えをお尋ねいたします。

続いて、もう一つ地場産業と教育との連携についてお尋ねします。先ほどは、現在、活動している企業との連携でしたが、教育産業で、教育施策で産業を起こす、企業創業の課題についてでございます。

2020年は、東京オリンピックの年です。これから数十年、いやが上にもスポーツとして、スポーツ熱は高揚し、スポーツ人口は増加することでしょう。そこで、ちまたで言われているのが、この風光明媚な豊かな自然の里に全国学校の体育クラブ、また、社会人のスポーツチームが訪れてキャンプを張る、教育産業の取り組みについて、教育長にお尋ねをしたいと思います。

東京ドームほどの大きなものは要らないにしても、府や国の支援を受けたドーム施設を中核として、あいた学校を改造し、大江山の野外キャンプ場を整備する等により、全国から、いや世界からアスリートを集め、町主催で行うスポーツ教室にはトップスターを招聘する。与謝野町の子供たちは、間近に各界のトップランナーを接することによって、勇気と夢と希望に胸を弾ませることと思います。

山添町長は、成長戦略の片方の柱に教育を上げておられます。今、申したように、教育行政と地域産業の連携による教育の町与謝野構想を教育長に所見を伺うものであります。また、本年4月1日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されるわけですが、改正によって教育環境は、どのように変化するのか、お尋ねをいたします。

特に、教育委員会制度の改革により、教育委員長と町長が任命した教育長が一本化され、新教育長として委員会を主催するわけですが、教育行政の一義的な責任も新教育長に一本化され、町長の任命責任とともに、その役割が明確になり、従来より責任の所在が不明確であった課題が解消し、責任体制の明確化が図られることとなります。加えて、政策においても自治体と教育行政との連携強化により、一体化されることとなります。

改正される教育委員会制度において、教育の政治的中立性と継続性、安定性が確保され、担保されるのか、この課題については、特に教育長の所見を問いたいところでございます。

次に、総合教育会議の設置が義務づけられていますが、その内容と趣旨を説明してください。

また、法律の改正により、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な政策の大綱を定めるも

のとしていますが、大綱の策定に関する規定は4月1日から施行されるため、できるだけ速やかに策定するように言われている反面、現在、自治体において策定された総合計画、基本計画における教育振興計画と教育振興計画を充当してもいいと言われております。

当町における策定手順について、お尋ねをいたします。もちろん大綱の策定は自治体の長で定めると法律で規定していますので、町長の責任において策定すべきではありませんが、教育長のわかる範囲でお答えをお願いしたいと思います。

次に、コミュニティスクール、学校運営協議会についてお尋ねをいたします。保護者や地域住民の思いや願いを学校運営に反映させる効果的な仕組みと言われていますが、地域コミュニティの拠点づくりと言われているスクールコミュニティとともに設置のお考えがあるか、お尋ねをいたします。なお、当町において、それにかわって学校評議委員会や学校推進会議等があるように聞いていますが、その活動についてお尋ねをいたします。

以上、教育行政について、教育改革について、お尋ねをいたしました。教育の改正によって4月1日から施行されるに当たって、私は速やかに、その体制がとられるように、教育委員会の方針が速やかに、できるだけ早く行政と教育界が一体化した政策がとられることを望むものであります。

次に、ことし2月4日、文科省は平成30年度以降に教科化される小中学校の道徳について、学習指導要領の改訂案を公表しました。2018年から小学校、2019年度から中学校で教科化が始まるとなっています。保護者、住民に対する説明について、教育長に問うものでございます。その問題点は、戦争中に実施された教科、修身の復活、また、国に命をささげることが最高の美德のように言われた愛国心、また、道徳と言って、心の問題をどう評価するのか。

最後に、家族愛と生きる喜び、郷土の文化と生活に親しむ、人間としての気高さといったリーダー役の見識を持った教師の存在、研修について教育長にお伺いします。

最後に、正しい歴史認識について、教育長の所感を問うものであります。本年は敗戦後70年を迎えます。戦争体験者世代、1940年以前誕生された人が、あと5年後には全人口の9%に減少してまいります。昨年は平和主義、民主主義を基本とする日本国の平和憲法9条がノーベル平和賞に推薦されようとなりました。自国の過去、歴史は国民が知っておくべき共有される知識ではあります。その点、今後、教育が果たすべき役割も大きいと思います。私は、ありのままの史実を子供たちに伝えるべきだと思います。

例えば、さきの戦争において、私たち戦没者遺族にとって植民地支配、侵略行為だと決めつけられるのはつらく、耐えがたいものではありませんが、愛国主義と民族精神の教育の、愛国教育を押しつけますと、相手国のナショナリズムと正面からぶつかり、問題を起こします。

私の思いは、世界平和を共有の価値観として、歴史認識の多様性を理解し、子供たちみずから考えさせるような歴史教育が求められるのではないのでしょうか。その点、文科省が次期学習要領で行います、子供自身が課題を見つけて解決する、アクティブ・ラーニングという新たな学習方法の導入も必要かと思います。今回は、このグローバル化の中で教育長が考える正しい歴史認識とは、所見を問うものであります。

以上で、第1回目の質問といたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

塩見教育長。

教育長（塩見定生） 江原議員から多くの質問をいただいておりますので、答弁が少し長くなりますことをご容赦いただきたいというふうに思っております。

それでは、議員のご質問の1番目の一つ目で、外国語の習得について、お答えしたいというふうに思います。近年、情報通信、交通手段等の飛躍的な技術革新を背景といたしまして、あらゆる分野においてグローバル化が進展し、国境を越えての人との交流が拡大する時代を迎えてきております。こうしたグローバル化した社会を生き抜くためには語学力、それから、コミュニケーション能力を中核とした主体性やチャレンジ精神、多様な文化の理解などの素養を兼ね備えた人材を育成することが必要であるというふうに考えております。

こうした状況にありまして、小・中学校の学習指導要領の改訂によりまして、平成23年度から小学校の5、6年生に外国語活動を導入し、平成24年度には中学校の授業時数が、従来、週3時間、3コマでありましたけれども、4コマにふやして学習しております。また、次の学習指導要領では、グローバルに活躍できる人材を育てる教育が一層充実される可能性が高く、小学校の3、4年生においても、外国語活動を実施するなどの動きも出てきているところでございます。

こうした中で、当町ではALTという外国語指導助手を配置して取り組んでいますが、より充実した外国語の授業を展開できるように、全国的な動向を見すえながら進めてまいりたいと考えております。

次に、地域産業との連携についてでございますけれども、小学校においては総合的な学習の時間、こういう時間があるんですけども、総合的な学習の時間や社会科の授業におきまして、地域の事業所に出向いて、地元の産業について勉強する機会があります。また、中学校では将来の進路等を考える上で大切な時期であります2年生において、職場体験学習を実施しております。いろいろな職業に携わっている人々の苦労や喜びを直接味わう機会を持っております。この職場体験学習の受入先事業所につきましては、町内外の公立施設や民間事業所のご協力のもとに実施しているところでございまして、40を超える事業所にお世話になっており、地元産業に対する理解を深めるよい体験ができているものと考えております。今後におきましても、地元の事業所とも連携、協力をいただきながら、子供たちが将来、地域や地場産業の担い手の一員になればと思っております。

次に、地方教育行政改正によって教育環境はどう変化しますかにつきましては、関係条例の提案説明の中でも申し上げておりますので、重複する部分が多くありますけれども、ご容赦いただきたいというふうに思っております。

それでは、まず最初に教育委員会制度についてでございますけれども、地方公共団体における教育行政の基本的な実施体制を定めている法律が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございます。この法律では、都道府県と市町村、首長と教育委員会の基本的な役割分担が定められております。

特に教育委員会は、高等学校以下の公立学校や社会教育施設の管理、各種教育事業の実施等を担当する執行機関として地方公共団体に必ず置くこととされており、その組織のあり方について、具体的な諸規定が定められております。

教育委員会制度は、教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保し、教育行政に多様な民意を

反映する仕組みとして、長年にわたり大きな役割を果たしてきました。しかし、その一方で教育委員会制度に対して、責任の不明確さ、閉鎖的体質、危機管理能力の低さなどの問題も指摘されており、いじめや体罰に起因すると見られる自殺事件をきっかけに、教育委員会に対する、このような批判が高まってまいりました。このような社会的状況を背景として、制度全体の見直しが必要とされ、今回の改正に至ったものでございます。

改正のポイントといたしましては、教育長を教育委員会の主宰者、代表者とする事となり、教育長が具体的な事務執行の責任者として事務局の指揮監督も行うという形になります。このように、教育長は第一義的な教育行政の責任者であるということが、より明確になり、緊急時の会議の招集もタイミングよくできるようになります。また、教育長の任免については、首長が議会の同意を得て直接行うこととし、地方教育行政における首長の責任も明確になっております。

一方、執行機関としての教育委員会の意義づけは維持されておまして、公立学校の管理、教職員の人事、その他教育委員会の所掌に関する事務は、引き続き教育委員会の合議に基づいて執行されることとなります。

教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、教育行政への多様な民意の反映、教育長及び事務局が執行する事務の評価・監視という教育委員会の役割の重要性には何ら変更はありません。また、会議の議事録を必ず作成し公表するといった規定も設けられておまして、これまで以上に会議の活性化が求められております。

次に、学校運営協議会についてでございますけれども、学校運営協議会制度は、これまでの学校運営の改善の取り組みをさらに一歩進めるものとして、平成16年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により導入されたものであり、保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組むことが、この制度のねらいとなっております。

一定の権限とは、学校運営に関する基本的な方針について承認することや学校の運営に関して教育委員会、または、校長に対して意見を述べるができること。また、教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べるができるような権限などが、これに当たるかというふうに思っております。

このように、学校運営協議会においては、学校運営の基盤である教育課程や教職員配置について、保護者や地域の皆さんが責任と権限を持って意見を述べる事が制度的に保障され、その意見を踏まえて学校運営を進めていくこととなります。しかしながら、設置していくに当たっては、整理しなければならない課題も多くあります。例えば、学校運営協議会と校長の意思との対立が生じた場合、どう調整するのか、教職員人事に関しても、どう意見をしていくのか、継続的に取り組みをしていくだけの人材を確保していけるのかなどの問題も指摘されております。

また、保護者や地域住民等の意向を反映し、開かれた学校づくりを推進していく制度として、学校評議員制度という制度もございまして。現在、どこの学校もですね、学校評議員制度を採用しておるところでございます。この制度を活用し、学校が地域や家庭と連携しながら、特色ある教育活動を展開していくことを目指していきたいと考えております。

次に、総合教育会議についてでございますけれども、改正の大きな柱として、総合教育会議の設置がございまして。この会議は、首長と教育委員会が協議・調整を行う場として首長が主宰する

ものでございます。従来、首長の権限でありました教育施策に関する予算の編成、執行、条例、その他議会提出議案の作成、大学や私立学校に関する事務については、これまでどおり首長の責任において行われます。

総合教育会議を設置することにより、首長と教育委員会が一体となって教育施策を進める体制ができ、幼児教育と保育の一体的な推進、教育行政と福祉・雇用・地域振興など他の分野との連携などが、より円滑に、より充実した形で推進されることとなります。また、公立学校における教材、図書の整備やICT環境の整備、学校の統廃合といった予算編成権を持つ首長のリーダーシップに期待がかかります。教育は、地域住民の強い関心事であり、首長は住民の意向に応えるため、教育長の任免、総合教育会議における協議を通して、より積極的に教育施策の実現ができるようになるものと考えております。

最後に、大綱の制定についてでございますけれども、改正により、首長が教育に関する大綱を策定するという権限が付与されました。策定に当たっては、教育基本法第17条に規定されております、国が定める教育振興基本計画の中に含まれております基本的な方針というものを参酌することになっております。

大綱は、首長が策定するものではございますけれども、大綱の中には教育委員会の権限に属することも多く含まれることとなりますので、総合教育会議での十分な議論、協議、調整をすることが重要であり、この大綱により首長も教育委員会も一つの方向を持ったポリシーのもとで教育政策を進めていくことが重要であると、このように考えております。

二つ目に、続きまして、ご質問、2番目の道徳教育を教科に格上げする学習指導要領改定案の公表について、お答えしたいというふうに思います。道徳を教科化について、保護者・住民に対する説明に問題はないかというご質問ですが、道徳教育は、知識や技能の習得ではなく、人間としてよりよく生きる力を育むことを目標としております。

したがって、道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行われるものでありまして、全ての教育活動が、道徳教育とかがかかってこそ、本来の目的が達成されるものであります。現在の道徳の時間は、教科外の教育活動として位置づけられておりまして、教科書はなく、児童・生徒に対する評価も行っておりません。

こうした中で、国は道徳教育の充実に向け、道徳を特別の教科、道徳、仮称でございますけれども、として位置づけ、教科書を使用する一方で、道徳の特性を踏まえ、他の教科のような評価をしないなどの方向で具体的な検討を行っているところでございます。

特別の教科、道徳と位置づけることによって、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育のかなめとしての性格が強化されるとともに、各教科等における指導との役割分担や連携のあり方も改善され、道徳教育の改善、充実に向けた取り組みが一層円滑、かつ効果的に進むことが期待されております。

これからの日本人として、世界から信頼され、平和と人類の福祉に貢献していくために、世界の国々も認めております日本の価値意識を、子供たちがしっかりと育み、身につけてほしいと願っています。今後、学習指導要領の改訂について専門的、具体的に検討され、指導方法の改善、多様な評価方法の検討等が行われる予定でございます。こうした中、保護者や地域の方に授業を公開するだけでなく、授業に参加していただくなどの工夫も必要になってくると考えています。

家庭や地域社会を巻き込んだ特色ある取り組みも行われておりますが、特色ある取り組みが一層広がりますよう、PTAとも連携し取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

道徳教育は、教員の意識や指導力に大きく差が生じますことから、教員の研修を十分に積み重ね、推進を図りたいと、このように考えております。

最後のご質問の、正しい歴史認識についてでございますけれども、この点につきましては、学習指導要領に示された内容を、児童・生徒の発達に応じて適切に指導することが大切であり、教科指導内容やねらいを十分に踏まえ、国民としての自覚や国際社会に生きる日本人としての資質を培うことが教育に課せられた責務と考えております。

したがって、学校教育におきましては、中立・公正で厳格な文部科学省の教科書検定を通過した教科用図書を使用し、子供たちの発達に即した内容を示した学習指導要領に沿って、適切に指導してまいりたいと、このように考えております。

以上、大変長くなりましたけれども、江原議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） 今回の私の質問の本旨とは、この1年に与謝野町がつくる成長戦略、その成功は教育行政にあるということ、山添町長も教育を大きな柱にして、塩見教育長、先生は、いまだに恩師から慕われて、たまたま集いをもちながら、恩師との会話を楽しんでおられる。教師としての見識は、また、大きなものがあると私は思います。

しかし、新制度の教育委員会、これはもっともっと大きな争点で、いわゆるマネジメントも含めた、地域行政と一体となった教育委員会、教育行政を国も府も、また、私たちも望んでおります。しかし、成長戦略といいまして、私たち世代は、一番最初は池田隼人の所得倍増から始まって、日本列島改造、あるいは地域創生の1億円、国鉄改造の行革、あるいは三位一体の改革、そして今、三本の矢と言われるアベノミクス。

しかし、新聞に踊るのは中央集権の中で980、1,000近い市町村が消滅する。一体これは誰がしたんだろうと。やっぱり、しっかりと私たちは地域の中で個人が自立し、町が自立をしていかなければならない。そういったときに、例えば、先ほど申しました英語力についても、ただ単に地域、あるいは京都府、日本の教科レベルで教育が行われたのでは、とても与謝野町の自立は望めないわけです。よし、与謝野町へ行って英語教育を受けよう、多くの若人が子供と一緒に町へ来てくれる、そうした差別ある高度な教育を私たちは望みます。

そういった点で、きょう提案しましたアスリートの問題、これについても、いま一つ教育長の所見を聞きたいと思っております。これは多くの方が、特に加悦谷高等学校は平成26年からアスリートの指定校になって、これまた大きな力です。

私が質問をしている間にも、このアスリートの議員が、にこっとしました。また、体協の会長である安達議員もふんぶん、スポーツは国民全体のものである。こういった点で、やっぱりこれだけ恵まれた地域にあって、しっかりと、この点については取り組んでいただきたい、所見を聞きます。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） お答えいたします。英語の教育の問題につきましては、英語だけじゃないんです

けれども、私たち学校教育を担当するものとしましては、先ほどから言っておりますように、学習指導要領というものがございまして、これは週の時間数も決められておりまして、そこを、そのことにのっとって、英語だけではないんですけども、やっていかなければならないということが、まず、基本にございますので、ご容赦いただきたいというふうに思いますけれども、これからは、例えば、英語教育の充実としましては、例えば、中学校においては英語だけの授業を実施するとかですね、そういったありようにつきましては、これからも進んでいくのではないかと、いうふうに考えておりますので、ぜひ、そういった体制でお願いしたいというふうに思っております。

それから、アスリートの問題では、私も個人的には望んでおりまして、ここにも、この当町からでもですね、世界に羽ばたく選手が何名も出ておりますので、そういったことが、私も、そうあってほしいなというふうに思いますけれども、なかなかそういった財政的な問題もあるのかなというふうに思っておりますけれども、ぜひ、そういった選手も育ててほしいなというふうに願っております。

議長（今田博文） 江原議員。

6番（江原英樹） それでは、通告をいたしておりますので、こういった質疑を受けて、町長に所見をお願いしたい、よろしく申し上げます。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 今回、江原議員におかれましては、三つの件名におきまして、多様なご質問をいただいたところでございます。

先ほどありましたように、その本旨といいますのは、これから、私どもが、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして立てていく総合戦略についての成功の鍵は教育にあるというところでございます。私も、そのように考えております。

そして、これは参考までにお聞きいただきたいんですけども、ことしに入って1月にアメリカのオバマ大統領におきましては、1年間の施政方針を示す、一般教書演説をなされました。その中に、非常に重要な経済の視点における考え方が入っております。これは世界の経済政策において、トリクルダウンは間違いであったというところでございます。このトリクルダウンの経済政策といいますのは、皆様もご存じのとおりでございますけれども、裕福層に対しての優遇政策をすることによって、シャンパンタワーのように最下層まで、その経済の恩恵が流れてくるということでございます。

しかしながら、オバマ大統領におかれましては、この一般教書演説の中で、この考え方は間違っているということをご説明をなさっております。であるならば、どのような経済政策が、これから望まれるのかということについてですけども、最下層、あるいは中間層における経済対策をしていくことによって、国民全体の経済を循環させていこうというものが大きな考え方の柱でございました。その中でも、特に教育に手厚い施策をすることによって、それが紆余曲折をしながら経済の発展に寄与していくという考え方を示されたところでございます。

私も、この考え方、非常になるほどなというふうに思って拝察をさせていただいたところなんですけれども、すなわち、言いたいことといいますのは、教育に重点的に、例えば予算配分、取り組みを進めることによって、経済活動への刺激にもなっていくということが中長期の視点から

考えましたときに考え得るということでございます。

そうした観点に立った上においても、まち・ひと・しごと創生法に基づく、私どもが、これから策定をしていく地域の総合戦略におきましては経済、すなわち地場産業の振興、あるいは新たな視点での経済活動と同じように、多様性を重視する教育政策についても積極的な取り組みを進めてまいりたいというように思っております。

そして、来年度4月1日から、教育における私自身の権限も大きく変わってまいります。私の教育に対する思いといいますのは、この議会を通じても申し上げましたように、非常に熱いものがあるというふうに私自身も認識をしておりますし、4月1日からの総合教育会議において、政治的中立性も保ちながら、私の所見を積極的に問いかけてまいりたいというように思っております。

議長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） ありがとうございます。一つだけ、教育行政、教育委員会、先ほど申しましたように、なるほど先生は教育指導要領をしっかりと守って、その範囲内で教育を進められていくのが本分でありましょう。しかし、今日、町の行政と一体化した教育は、与謝野町の政策を随分容認しております。至るところで、それを乗り越えた教育が行われております。その点を特に強調したいと思います。また、山添町長は、未来を予測する傍観者ではなく、未来をつくる実践者として教育施策を最重要課題としています。

教育振興による、世界に通じる人材の育成こそが成長を担保し戦略を成功に導く、限りあることを強く認識され、施策を進められていただくことを強く期待して、質問を終わります。

議長（今田博文） これで、江原英樹議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、あす3月10日午前9時30分から、引き続き一般質問を行いますので、ご参集ください。

ご苦労さんでした。

（散会 午後 2時54分）